

危機管理マニュアル



令和7年4月改訂版

栃木県立真岡女子高等学校

目 次

I マニュアルの基本事項

1	危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
2	危機管理の基本方針	1
3	教職員・関係者等への周知等	2
4	マニュアルの保管方法	3
5	マニュアルの見直しと改善	3
6	改訂履歴一覧	4

II 事前の危機管理

1	地域・学校の現状	5
2	平常時の危機管理体制	6
3	安全点検	9
4	緊急時の非常参集体制	10
5	事故・災害発生時の対策本部体制	12
6	保護者への緊急連絡・通信手段	14
7	教職員間の緊急連絡・通信手段	15
8	関係機関の緊急連絡先一覧	16
9	通信・情報収集手段	18
10	緊急時持ち出し品の内容・保管場所・担当者	19
11	重要書類等の保管・整備	22
12	校内の備品・備蓄品	22
13	家庭との共有事項	24
14	地域・関係機関等との連携	25
15	避難訓練の実施	26

III 個別の危機管理

1	事故等発生時の対応の基本	27
◆	「事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制」	27
2	生活安全（防犯）	
◆	「校内への不審者侵入」への対応	28
◆	「学校周辺での不審者出没」への対応	30
3	生活安全（学校管理下の事故）	
◆	「授業中・部活動中の事故」への対応	32
◆	「校外活動中の事故」への対応	34

4	生活安全（学校保健）	
◆	「熱中症」への対応	36
◆	「感染症」への対応	38
◆	「光化学スモッグ」への対応	40
◆	「アレルギー」への対応	42
5	交通安全（交通事故）	
◆	「登下校中の交通事故（被害）」への対応	44
◆	「公共交通機関利用中の事故」への対応	46
6	災害安全（自然災害）	
◆	「台風」への対応	48
◆	「大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）」への対応	50
◆	「大雪」への対応	52
◆	「雷」への対応	54
◆	「突風（強風・竜巻・ダウンバースト等）」への対応	56
◆	「地震」への対応	58
◆	「火災」への対応	62
7	新たな危機事象	
◆	「弾道ミサイルの発射」への対応	64
◆	「学校に対する犯罪予告」への対応	66
◆	「野生動物の出没」への対応	68

IV 事後の危機管理

1	安否確認	70
2	緊急時の下校・引渡しと待機	72
3	被災生徒の保護者への対応	76
4	生徒・保護者への説明	77
5	報道機関への対応	78
6	教育活動の継続	79
7	調査・検証・報告・再発防止等	82

◇その他

- 危機管理マニュアル＜不祥事防止＞ 別冊
- 避難所の開設・運営の手引き 別冊
- 土砂災害に関する避難確保計画 別冊

I マニュアルの基本事項

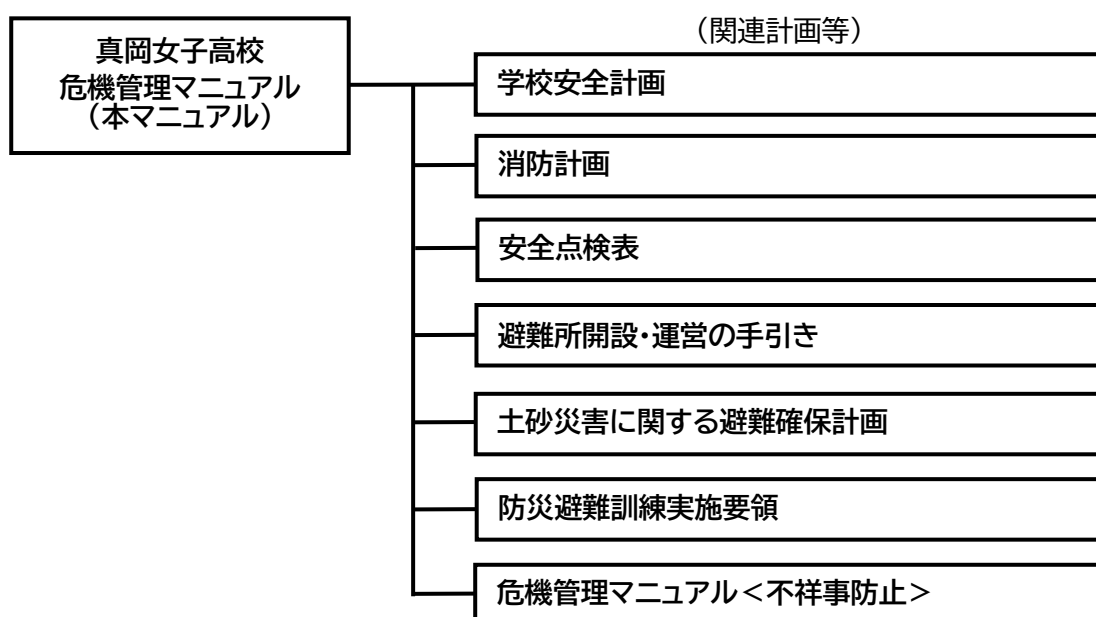
1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じてこの基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(2) 危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3) 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

3 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、訓練・研修等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアルの確認 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	○本マニュアルに定める事項全般 ○各教職員の役割
職員会議等における周知	○季節ごとの注意点

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	○新学年当初のホームルーム活動 ○防災訓練 ○授業等での防災教育	○本校で想定される事故・災害等 ○事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 ○事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ○新入生オリエンテーション ○入学式後の保護者会 ○PTA総会 ○定例保護者会	○本校で想定される事故・災害等 ○事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ○事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動

(3) 関係機関への周知

校長は、以下の関係機関に対し本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

*真岡警察署 *真岡消防署 *真岡市市民生活部くらし安全課危機管理係
*学校医・学校歯科医

4 マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、更新するものとする。

① 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ（原データ）	「校務用データ」>「共有フォルダ」>「危機管理マニュアル」内に保管
印刷製本版	○校長室・事務室・職員室配備：計3部 ○非常用持ち出し品入れ：1部

② 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	○第一体育館 ○第二体育館 ○保健室
火災発生時対応手順	○家庭科室 ○化学室 ○生物室 ○職員室 ○事務室
緊急通報手順・通報先	○職員室 ○校長室 ○事務室

③ 教職員への配布及び保存

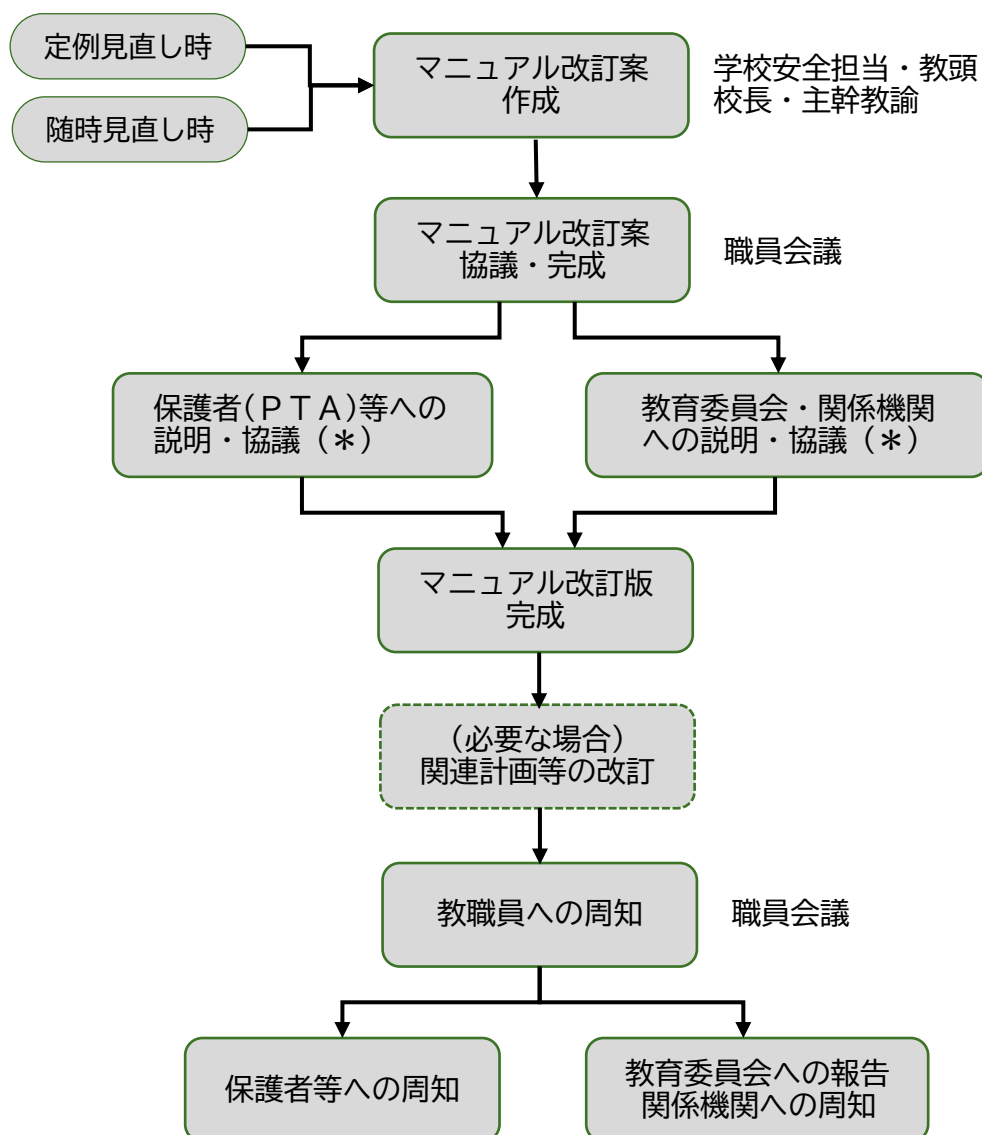
各教職員には、毎年度当初に実施する危機管理研修で、本マニュアルの概要版を配布する。また、教職員は本マニュアルの電子版をPC上に保存し内容を習熟する。

5 マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	○毎年度当初及び人事異動があったとき ○各種訓練・研修等を実施した後 ○関係機関と協議したとき
随時見直し	○真岡市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき ○各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき ○先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、以下のとおりである。（＊は必要に応じ）



6 改訂履歴一覧

版 数	発行年月日	改訂概要
第1版	—	＊初版発行
第2版	令和6年2月	＊県教委の指導に伴う全面的見直し
第3版	令和6年4月	＊人事異動に伴う一部見直し
第4版	令和7年4月	＊人事異動に伴う一部見直し

II 事前の危機管理

1 地域・学校の現状

(1) 地域の特徴及び災害履歴

本校の位置する真岡市は、栃木県の南東部に位置し、東に連なる八溝山地、西に流れる大河鬼怒川を抱える自然環境豊かな都市である。芳賀地方の政治、経済、文化の中心的役割を担い、大規模な工業団地を有するハイテク都市としてこれまで発展を続けている。

また、真岡市内における過去の主な災害のうち、特に本校で被害等が発生した災害等は以下のとおりである。

〈震災等〉

年月日	原因	被害状況等
平成 23. 3. 11 (2011 年)	東日本大震災	14 時 46 分発生 規模：マグニチュード 9.0 震度：6 強 本校の被害状況：桜花寮西側壁崩落・管理棟屋上パラペット崩落・校舎亀裂・壁崩落・校舎ジョイント崩落・給水配管損傷・第 1 体育館ステージ破損等

(2) 学校の現状

本校は真岡市の中心部に位置している。

校舎は普通教室棟が昭和 50 年に完成、その後、昭和 59 年までに管理特別教室棟が数度にわたって段階的に完成を見た。老朽化に伴い平成 19 年に普通教室棟、平成 21 年に管理特別教室棟の耐震工事が行われた。

本校は高台に位置し、市道を挟んだ東側にある急傾斜地が真岡市土砂災害警戒区域となっている。

芳賀地区内からの通学者が多く、通学方法は自転車、送迎が多い。在籍する生徒、教職員の状況は以下のとおり。教職員のほとんどは自家用車通勤である。

生徒数		教職員数
全校生徒	特別な配慮を必要とする生徒	
557 名 内訳： 第 1 学年：191 名 第 2 学年：197 名 第 3 学年：169 名	1 名 内訳： 視覚障害：1 名	59 名 内訳： 真岡市内居住：14 名

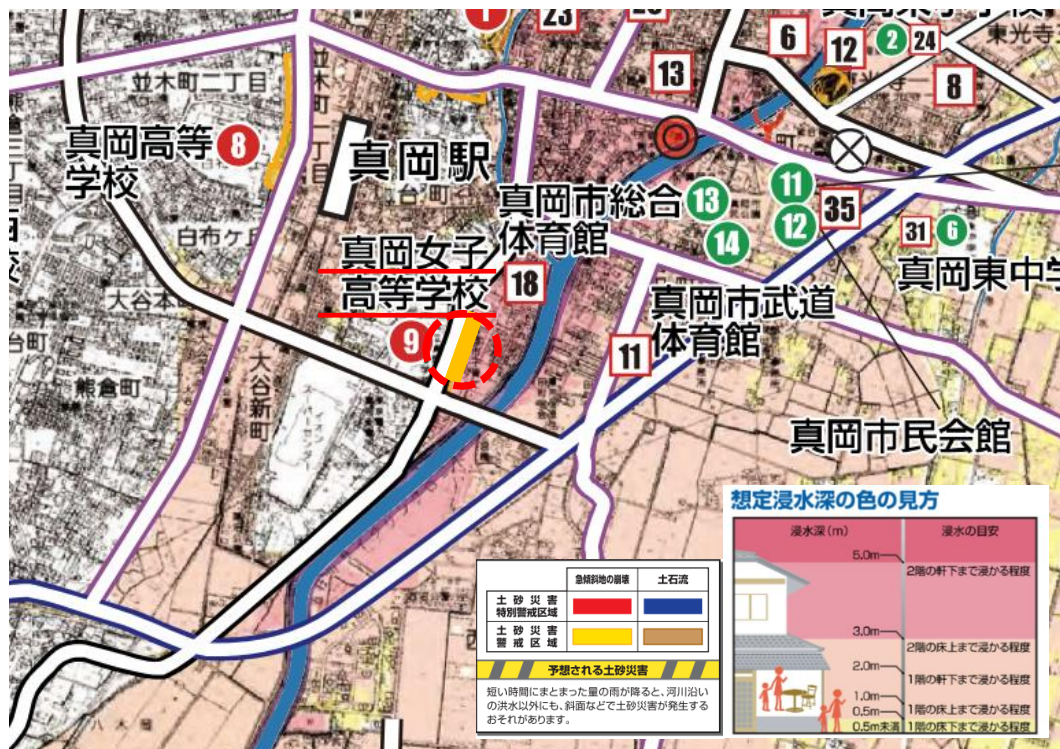
※2025 年 4 月

(3) 洪水等による浸水被害

真岡市の発行する「真岡市防災マップ・洪水ハザードマップ」（2023 年版）によると、本校東部を流れる五行川（最も近いところで、本校から直線距離で約 200m にある）で氾濫が発生した場合でも、高台に位置する本校は、洪水等による浸水被害リスクの想定外区域となっている。

(4) 土砂災害

「真岡市防災マップ」（2023 年版）によると、本校東側の急傾斜地が「土砂災害警戒区域」に指定されている。



本校周辺の洪水・土砂災害危険区域

出典：真岡市防災マップ・洪水ハザードマップ（2023 年版）

(5) 避難所等の指定状況

真岡市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所及び避難所として指定されている。

施設名	指定緊急避難場所				指定避難所
	洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
真岡女子高校	○		○	○	○

出典：真岡市地域防災計画（令和 4 年 3 月改訂）資料編

2 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内の危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、主幹教諭、学校安全係は、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進する。

上記に加え、管理職や学校安全係は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

(1) 防火管理・検査

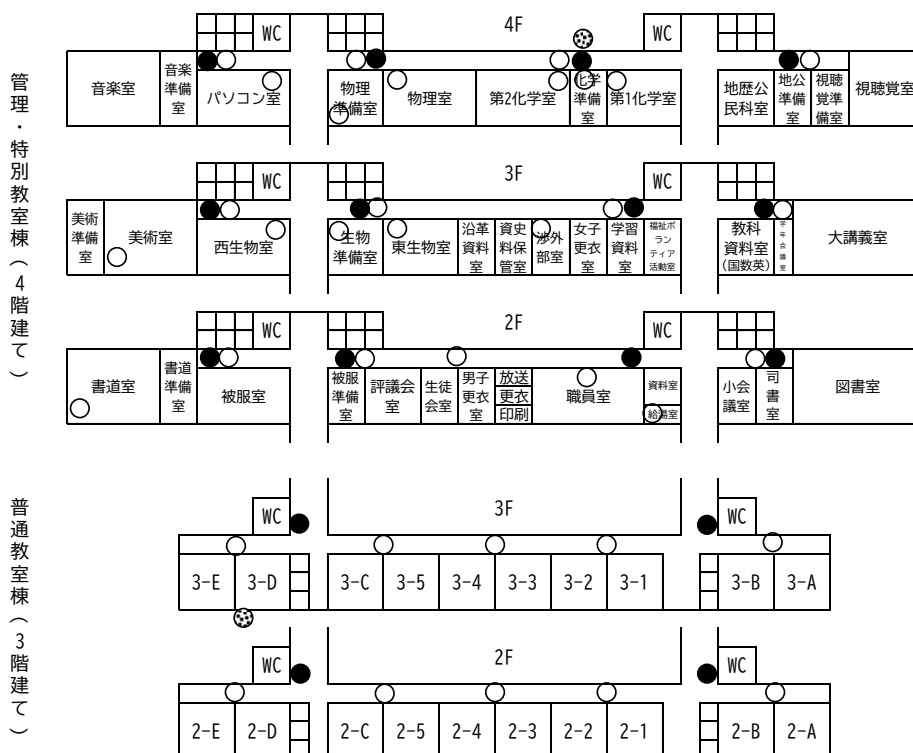
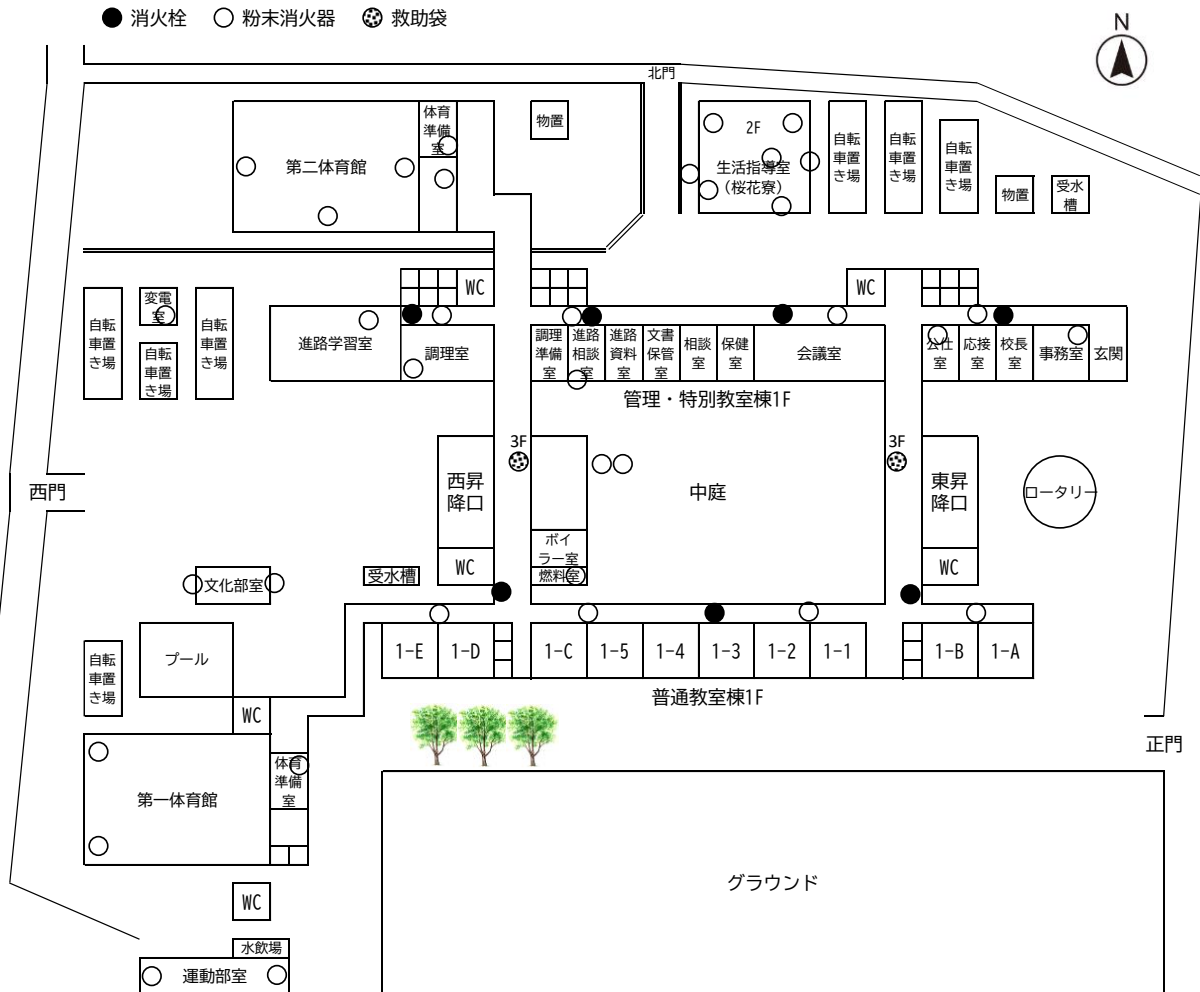
校長	防火管理者(教頭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
----	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 防火担当・火元責任者

No.	棟	部屋名	責任者	No.	棟	部屋名	責任者
1	管理・特別教室棟 (1F)	校長室	清掃分担職員	26	管理・特別教室棟 (3F)	放送部活動室	放送部顧問
2		事務室・玄関		27		女子更衣室	清掃分担職員
3		応接室		28		渉外部室	渉外部職員
4		公仕室	主任公仕	29		沿革資料室	教務部沿革史係
5		会議室	主幹教諭	30		史資料保管室	
6		保健室	養護教諭	31		生物室・準備室	生物担当教員
7		相談室		32		美術室・準備室	美術科教員
8		文書保存室		33	管理・特別教室棟 (4F)	視聴覚室・準備室	清掃分担職員
9		進路資料・相談室	進路指導部長	34		地歴公室・準備室	地歴公科教員
10		進路学習室		35		化学室・準備室	実習教員
11		調理室・準備室	家庭科主任	36		物理室・準備室	物理担当教員
12	管理・特別教室棟 (2F)	図書室・司書室	司書職員	37		パソコン室	情報科主任
13		小会議室	清掃分担職員	38		音楽室・準備室	音楽科教員
14		職員室	教務主任	39		[教室棟]各HR教室	HR担任
15		放送室		40		[屋内]トイレ	清掃分担職員
16		印刷室・更衣室		41		倉庫・ボイラー室・燃料庫	主任公仕
17		男子更衣室	清掃分担職員	42		第一体育館・準備室	体育科主任
18		生徒会室	生徒会係主任	43		[屋外]トイレ	
19		評議会室		44		第二体育館・準備室	体育科教員
20		被服室・準備室	家庭科主任	45		生徒指導室(桜花寮)	事務職員
21		書道室・準備室	書道部顧問	46		[屋外]物置	(施設担当)
22	管理・特別 (3F)	大講義室	清掃分担職員	47	その他	運動部室	部活動顧問
23		学年会議室		48		文化部室	
24		教科資料室		49		その他	清掃分担職員
25		JRC部活動室	JRC部顧問				

(3) 消火栓・消火器等設置場所

● 消火栓 ○ 粉末消火器 ⊕ 救助袋



(4) 校内危機管理体制

班	平常時の役割	(災害時の役割)	担当職員
本部	・ 消防計画の立案 ・ 関係書類の作成 ・ 組織図の立案 ・ 係分担 ・ 各係の指導連絡 ・ 消防署等との連絡 ・ 一般火災設備の整備 ・ 電気関係設備の整備 ・ 消防設備の管理 ・ 避難設備の整備	・ 警報の伝達 ・ 指導命令の伝達 ・ 県教育委員会への連絡 ・ 校内への指示 ・ 消防署、病院、警察等への連絡 ・ 情報収集、指示等全般	校長 教頭（防火管理者） 事務長 主幹教諭 教務主任 健康指導部長 学校安全係主任 事務職員
避難誘導班	・ 避難場所の確認 ・ 避難経路の研究	・ 避難活動 ・ 避難生徒の確認 ・ 逃げ遅れ生徒への対応	学年主任 HR担任 授業担当者
警備班	・ 警備計画の立案	・ 校舎内外の警備 ・ 搬出物の警備 ・ 搬出班との連携	生徒指導部長 1 学年正副担任 （避難確認後）
救護班	・ 救急用具の点検整備 ・ 救急演習	・ 救急活動	養護教諭 健康指導部
搬出班	・ 搬出物品の整理 ・ 搬出計画の立案 ・ 搬出演習	・ 校長室、事務室、職員室の非常持ち出し物品の搬出 ・ 警備班との連絡	事務長 事務職員 2 学年正副担任 （避難確認後）
消火班	・ 消防設備の点検整備 ・ 消防方法の研究	・ 消火活動	学校安全係 3 学年正副担任 （避難確認後）

3 安全点検

校長は、学校・校地周辺の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、環境整備係が作成した「安全点検カード」により、校内施設、設備等の安全点検を全職員及び係生徒が実施する。

【安全点検】

対象：校内施設・設備

実施時期：毎月実施（年 12 回）（点検日以外も日常的に危険箇所把握に努める）

点検者：全職員・美化委員生徒

方法：目視・触診・打音・振動・負荷・作動など複数組み合わせる。

(2) 危険箇所の分析・管理

環境整備係が点検結果を取りまとめ、把握した危険箇所については、事務室とも連携を図りながら、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、校内のみでの対応が困難なものについては、緊急的に業者等に修理を依頼する。

(3) 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善に努める。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）。
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

4 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

夜間、休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

◇地震

参集体制	参集基準： 真岡市の震度	教職員の対応			
		校長・教頭 ・事務長	主幹教諭・ 教務主任	緊急時 参集職員	その他 教職員
第1次参集	5弱 被害なし	参集(除校長)	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第2次参集	5弱 被害あり	参集	参集	待機*1)	待機*1)
第3次参集	5強	参集	参集	参集	参集*2)
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集	参集

◇風水害

参集体制	参集基準： 真岡市の警戒レベル	教職員の対応			
		校長・教頭 ・事務長	主幹教諭・ 教務主任	緊急時 参集職員	その他 教職員
第1次参集	警戒レベル3相当 大雨警報、洪水警報 五行川氾濫警戒情報	待機*1)	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第2次参集	警戒レベル4以上 校区内の地区に 避難情報*3)発令	参集(除校長)	待機*1)	待機*1)	待機*1)

※第3～4次参集は、状況に応じて校長が判断。

◇その他の事故・災害等：状況に応じ、第1～4次参集を校長が判断。

- *1) 「待機」となる教職員であっても、必要に応じて応援を要請する場合があるため、常に連絡が取れるような状態にしておくこと。
- *2) 各部長・学年主任
- *3) 避難情報とは、真岡市の発令する「避難指示(災害のおそれ高い)」のこと。

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自身と家族等の身の安全を優先することとし、自宅及び家族等の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題により参集困難な場合は、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 緊急時参集職員

校長は、毎年度当初に、当該年度の「緊急時参集職員」3名を（原則として、学校から近い距離に居住する者の中から）指名する。令和7年度は以下の通り。

氏 名	参集方法	参集所要時間（目安）
教職員	徒歩・自転車・自家用車	徒歩 20 分・自転車 10 分 自家用車 5 分
教職員	徒歩・自転車・自家用車	徒歩 20 分・自転車 10 分 自家用車 5 分
教職員	徒歩・自転車・自家用車	徒歩 15 分・自転車 8 分 自家用車 4 分

(4) 非常参集時の心得

○服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

<持ち物の例>

☐身分証明書 ☐携帯電話 ☐携帯充電器 ☐携帯ラジオ ☐懐中電灯
☐ホイッスル ☐携帯できる食料 ☐飲料水 ☐現金（小銭）
☐マスク ☐着替え ☐メモ帳・筆記用具 等

○非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

参集の種類等	避けるべき区域
地震時の参集	土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で土砂災害が想定されている区域
風水害時の参集	洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）、土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域

○参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

○災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。

(5) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族等の被災状況、自宅の被災状況等）について、電話又はメールにより、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

5 事故・災害発生時の対策本部体制

(1) 警戒本部・災害対策本部の設置基準

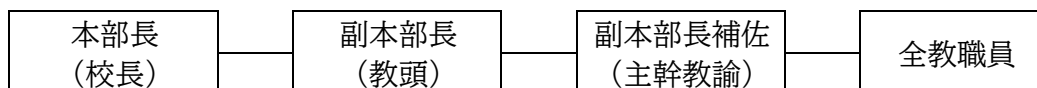
事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき警戒本部、災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 学校安全係主任・養護教諭・ 緊急時参集職員※	a：震度5強の地震が発生した場合 b：危機等の発生が大きな被害等に及ぶ恐れがあると判断する場合
災害対策本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 健康指導部長・ 学校安全係主任・ 事務職員	a：震度6弱以上の地震が発生した場合 b：市内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 c：学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 d：cとなる見込みが高いと判断した場合 e：市内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

※緊急時参集職員は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ。

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は以下のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者（副本部長）より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



(3) 警戒本部

校長・教頭・主幹教諭・事務長・教務主任・学校安全係主任・養護教諭・緊急時参集職員（勤務時間外のみ）を構成員とし設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、生徒及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。

班	役割	準備物
警戒本部 本部長(校長)・副本部長(教頭)・副本部長補佐(主幹教諭)・ 事務長・教務主任・ 学校安全係主任・養護教諭・緊急時参集職員	○被害状況の把握、情報の収集整理 ○生徒の救護対策の検討・指示 ○警察・救急車要請（事故・事件） ○県教委及び関係機関への報告 ○学校医への報告・相談 ○保護者への連絡	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ(テレビ) 携帯電話 等

(4) 災害対策本部

災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役割	準備物
災害対策本部 本部長(校長) 副本部長(教頭) 副本部長補佐 (主幹教諭) 事務長 教務主任 健康指導部長 学校安全係主任 事務職員	○事故・災害の情報収集・取りまとめ ○教職員、生徒への聴き取り、被害生徒の保護者など個別の窓口 ○校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ○各班との連絡調整 ○県教委との連絡調整 ○真岡市災害対策本部との連絡調整 ○警察、病院との連絡調整 ○PTAとの連絡調整 ○報道機関への対応 ○学校再開に向けた対応 ○記録・報告書の作成 ○保護者会の開催	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ(テレビ) 懐中電灯(予備電池) 拡声器 ホイッスル 携帯電話 等
避難誘導班 学年主任 HR担任 授業担当者	○生徒及び教職員の安否確認 ○安全な避難経路での避難誘導 ○負傷者の把握 ○下校指導及び学校待機生徒の掌握・記録 ○逃げ遅れ、行方不明の生徒、教職員の把握・報告 ○引渡し場所の指定 ○保護者等の身元確認、生徒引渡し	出席簿 引渡しカード 生徒引渡し名簿 等
警備班 生徒指導部長 1学年正副担任 (避難確認後)	○近隣の危険箇所の巡視 ○被害状況の把握 ○応急復旧に必要な機材の調達 ○危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ○避難場所の安全確認 ○搬出物の警備	ヘルメット 構内図 ロープ 標識 カラーコーン 等
救護班 養護教諭 健康指導部	○生徒及び教職員の救出・救命 ○危険箇所等の確認 ○負傷者の搬出 ○負傷者の負傷程度の確認・通報 ○医師等の確保、手当備品の確認 ○負傷者の保護・応急手当 ○関係医療機関との連携 ○心のケア	応急手当の備品 水 毛布 防災マスク ヘルメット 担架 AED 健康カード 等

班	役割	準備物
搬出班 事務長 事務職員 2学年正副担任 (避難確認後)	○重要書類、非常持ち出し物品の確認と搬出指示 ○搬出先の確認 ○校長室、事務室、職員室の重要書類、非常持ち出し物品の搬出、保管	コンテナボックス 台車 等
消火班 学校安全係 3学年正副担任 (避難確認後)	○初期消火 ○避難、救助活動等の支援 ○施設・設備の被害の状況確認 ○校内建物の安全点検・管理 ○二次被害の防止	消火器 ヘルメット 手袋 携帯型ラジオ 等
※避難所協力	※本校に避難所が開設された場合のみ ○市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ○避難者名簿の作成 ○緊急物資の受け入れと管理 ○ボランティアの受け入れ	マスターキー 構内図 カラーコーン 表示 (真岡市防災倉庫内備品) 等

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、災害対策本部の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

6 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

ア 一斉メール配信システム〔Simple Mail BBS(メール一括配信システム)〕：入学時に保護者等のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。生徒が携帯電話を持たない場合やメール配信システムを利用されない場合は電話連絡で対応する。基本的には保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。

イ 本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

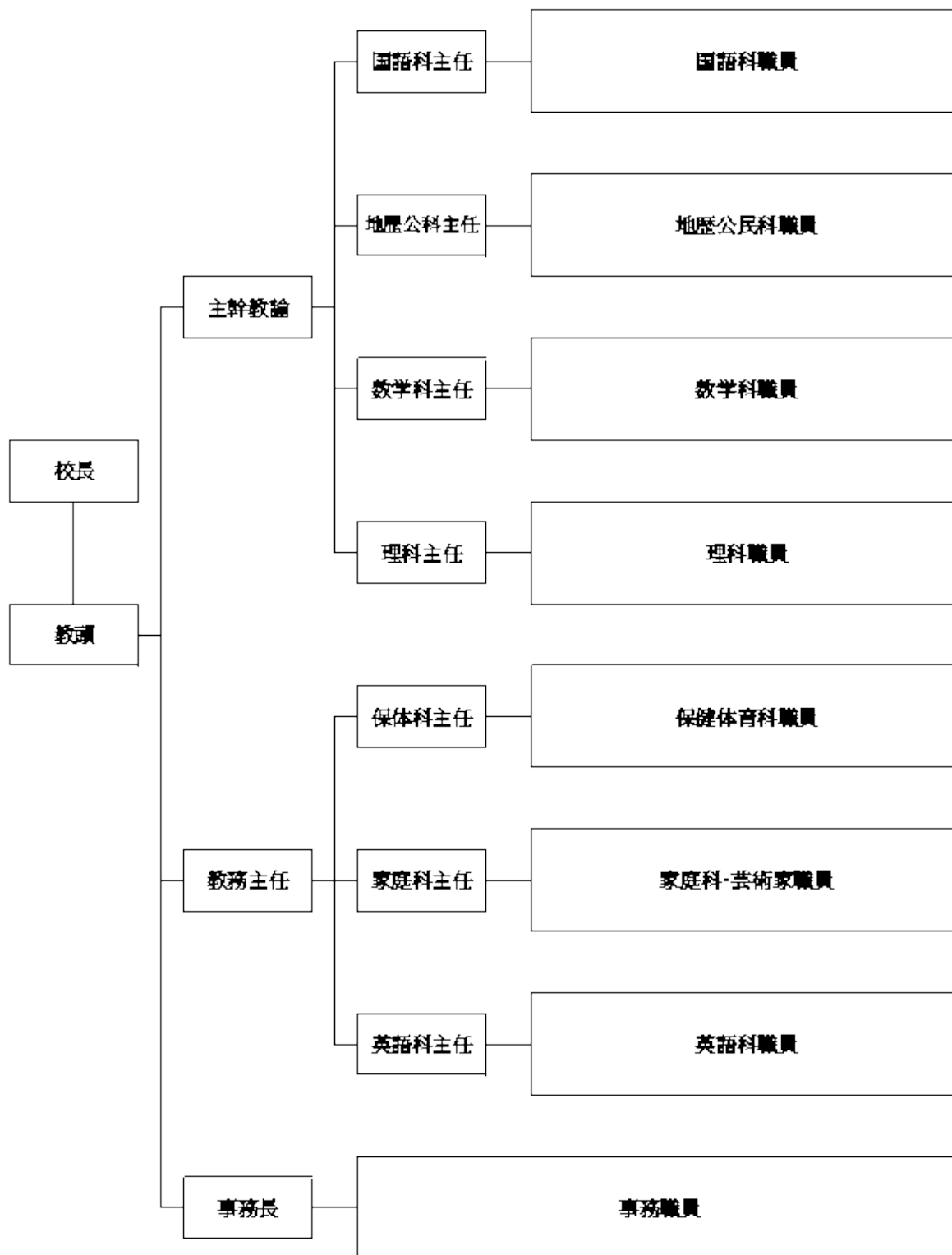
ア 電話・学校代表メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。

イ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(Web171)：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。(※NTT 東日本 HP 参照)

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、正門横掲示板や真岡市公民館の掲示板等を使って学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問(避難所訪問)によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

7 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は下記連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）を活用する。



8 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。

校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

(1) 公的機関

機関名	電話・FAX	住所・メール	備考
栃木県教育委員会			
学校安全課	電話:028-623-2964 FAX:028-623-2956	宇都宮市埴田 1-1-20 gakuan@pref.tochigi.lg.jp	
健康体育課	電話:028-623-3599 FAX:028-623-3574	宇都宮市埴田 1-1-20 kenko-taiiku@pref.tochigi.lg.jp	
高校教育課	電話:028-623-3398 FAX:028-623-3393	宇都宮市埴田 1-1-20 kokokyoiku@pref.tochigi.lg.jp	
近隣の学校			
真岡小学校	電話:0285-82-4126 FAX:0285-83-8060	真岡市台町 4148 mooka-es@moka-tcg.ed.jp	
真岡中学校	電話:0282-82-5135 FAX:0285-83-8010	真岡市並木町 3-120 mooka-jh@moka-tcg.ed.jp	
真岡東中学校	電話:0282-82-2535 FAX:0285-83-8011	真岡市田町 1256-18 Mookahigashi-jh@moka-tcg.ed.jp	
真岡高等学校	電話:0285-82-3413 FAX:0285-82-2913	真岡市白布ヶ丘 24-1 moka@tochigi-edu.ed.jp	
真岡工業高等学校	電話:0285-82-3303 FAX:0285-83-6537	真岡市寺久保 1-2-9 mokakogyo@tochigi-edu.ed.jp	
真岡北陵高等学校	電話:0285-82-3415 FAX:0285-83-4634	真岡市下籠谷 396 mukahokuryo@tochigi-edu.ed.jp	
真岡市・公的機関			
真岡市災害対策本部 (真岡市役所)	電話:0285-83-8396 FAX:0285-83-8392	真岡市荒町 5191	
芳賀地区広域行政 事務組合消防本部	電話:0285-82-3213 FAX:0285-83-3746	真岡市荒町 107-1	
真岡消防署	電話:0285-82-3161 FAX:0285-83-3764	真岡市荒町 107-1	
県健康福祉センター	電話:0285-82-3321 FAX:0285-84-7438	真岡市荒町 116-1 kentou-kfc@pref.tochigi.lg.jp	
真岡警察署	電話:0285-84-0110	真岡市荒町 115	

※県教委への報告は「災害等発生時における被害状況について（報告）」を用いる。

(2) 医療機関

機関名	電話・FAX	住所・メール	備考
【学校医内科】 桜井内科医院	電話:0285-83-1733 FAX:0285-83-8088	真岡市高勢町 1-205 obikaisy@sakurai-naika.jp	
【学校医眼科】 宮澤眼科クリニック	電話:0285-83-2188 FAX:0285-83-2189	真岡市台町 4143-2	
【学校医耳鼻科】 横出耳鼻咽喉科医院	電話:0285-84-3747 FAX:0285-84-2683	真岡市並木町 2-8-15	
【学校医歯科】 石川歯科医院	電話:0285-84-7700	真岡市高勢町 3-132	
芳賀赤十字病院	電話:0285-82-2195 FAX:0285-84-3332	真岡市中郷 271	
福田記念病院	電話:0285-84-1171 FAX:0285-84-1173	真岡市並木町 3-10-6 fukuda-k@i-berry.ne.jp	
渋谷整形外科	電話:0285-83-7566	真岡市荒町 1180-3	

※受診時にはかならず事前に電話連絡すること。

(3) その他関係機関・組織

機関・組織名	電話・FAX	住所・メール	備考
校内の組織			
P T A 会長	電話:		
公共交通機関			
真岡鐵道株式会社	電話:0285-84-2911 FAX:0285-84-2913	真岡市台町 2474-1	
関東自動車株式会社	電話:0570-031811 FAX:028-633-7351	宇都宮市築瀬 4-25-5	
その他			
北関東総合警備保障(株) 真岡支社	電話:0285-82-3150 FAX:0285-80-1065	真岡市長田 4-16-9	機械警備

◆以下の連絡先については、校長室・職員室・事務室の掲示板に常時掲示する。

栃木県教育委員会 学校安全課	電話:028-623-2964 / FAX:028-623-2956
栃木県教育委員会 健康体育課	電話:028-623-3599 / FAX:028-623-3574
栃木県教育委員会 高校教育課	電話:028-623-3398 / FAX:028-623-3393
真岡警察署	電話:0285-84-0110
真岡消防署	電話:0285-82-3161
北関東総合警備保障(株) 真岡支社	電話:0285-82-3150 / FAX:0285-80-1065

9 通信・情報収集手段

(1) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段及び情報収集先

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段は以下のとおりとする。

- 電話(通常回線)、災害時優先電話(県貸与携帯電話)、FAX、教職員の携帯電話
- 携帯型ラジオ、(必要に応じ)教職員の自家用車ラジオ
- 職員室設置テレビ、(必要に応じ)教職員の携帯電話テレビ、自家用車テレビ
- 教職員 PC(インターネット)
- 真岡市防災行政無線放送(受信) 等

災害等に関する情報や避難に関する情報の収集先は以下のとおり。

- 真岡市ウェブサイト (<https://www.city.moka.lg.jp>)
- 真岡市 X(旧 Twitter) (@mokacityhall)
- 真岡市公式アプリ(緊急情報、防災行政無線、防犯・防災などの情報入手)
- いちごチャンネル(真岡市ケーブルテレビ)・FM ラジオ(FM もおか 87.4MHz)
- 栃木県防災ポータルサイト (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>)
- 国土交通省防災ポータル (<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/>)
- 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/portal/#80>)
- 気象庁防災情報 (<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- 防災アプリ「NHK ニュース・防災」「Yahoo!防災速報」等
- ラジオアプリ(携帯電話でラジオが聞けるアプリ)「radiko」等

平時から、以下の対策により災害発生初期の情報収集に備える。

- 携帯型ラジオは、予備の電池とともに持ち出せるようにする。
- 教頭、主幹教諭の PC には、上記の情報収集先をお気に入り登録しておく。
- のアプリを、教職員は各自携帯電話にインストールしておく。
- 校長・教頭・主幹教諭、学校安全係主任は、携帯電話を常に携帯しておく。

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報伝達手段として以下の手段を備える。

手段(備品)	保管場所
拡声器(2台)	職員室・事務室
トランシーバー(子機3台)	職員室
ホイッスル	各自保管と校内放送設備横の棚に予備(未使用)

校内放送が使用不可と判明した場合には、校長の指示を受けた職員が拡声器とホイッスルを使い避難指示等を行う。授業中は1・2・3・4階教室に手分けする。

(3) 外部との相互通信のための手段

災害時における県教委及び保護者、関係機関(真岡市の指定避難所として真岡市災害対策本部との通信を含む)等との連絡に使用するため、以下の機器が配備されている。

手段(備品)	保管場所
災害時優先電話(1台)	職員室

なお、万一、上記の機器を含め、すべての通信手段を利用できない場合には伝令等の直接的な手段を用いることを検討するものとする。

10 緊急時持ち出し品の内容・保管場所・担当者

(1) 緊急持ち出し品（職員室）

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。
なお、[本部]の案内旗を備え、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

避難に用いる物品	○危機管理マニュアル ○懐中電灯（予備電池） ○携帯型ラジオ ○拡声器、ホイッスル
応急手当に用いる物品	○救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等）
名簿・各種連絡先	○生徒緊急連絡用名簿 ○引渡しカード ○関係機関の緊急連絡先一覧
各種図面	○各種防災設備の配置図
各種様式	○事故災害等発生時の記録用紙（P20） ○県教委への「報告様式」（P21）

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	氏 名
1	（教頭）
2	（教務主任）
3	（主幹教諭）
4	（教務副主任）

(2) 緊急持ち出し品（保健室）

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

(3) 各学級の持ち出し品

各学級には、以下の物品を入れた「緊急持ち出し袋」を配置する。毎年度初めに各学級担任は、内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

学級用緊急持ち出し袋	懐中電灯（予備電池）、タオル、三角巾、マジック、軍手、ホイッスル、クラス名簿
------------	--

各学級担任（もしくは授業担当教員）は、事故・災害等の発生により避難する場合、上記の学級用緊急持ち出し袋及び出席簿を持ち出すものとする。

事故災害等発生時の記録用紙

栃木県立真岡女子高等学校

事故災害発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分
事故災害発生場所	
被害生徒氏名	年 組 番 氏名
被害生徒の症状等	
事故災害発生状況 (具体的に記載)	
学校の取った 措置状況 (応急手当や医療 機関への搬送等)	
報告者職氏名	職 氏名

(報告様式)

年 月 日

栃木県教育委員会事務局学校安全課長 様

栃木県立_____学校長

_____による災害等発生時における被害状況について（報告）

記入担当者名_____

1 人的な被害状況

(1) 児童生徒について

（被害人数、学年、性別、受傷日時及び状況、けがの状態、病院への搬送状況等を記載）

(2) 教職員について

2 学校施設等の物的な被害状況

【学校施設の被害状況結果】 災害日時：____月____日____：____

被害名	被害施設名	発見時刻	被害状況	対応状況	その他

3 現在住民が学校に避難しているか

(1) している（避難者 _____ 名）

(2) していない

4 授業等の取扱いについて

措置【____年____月____日の対応】

在籍者数	_____名	欠席者数	_____名	遅刻者数	_____名
臨時休業	ア する 1 授業を行わない期間 2 非常変災その他急迫の事情の概要 3 その他校長が必要と認める事項				
	イ しない				
授業時間、授業内容等の変更	（該当箇所には○印：複数可） ア 変更なし イ 始業を遅らせる（始業時刻 _____ 時 _____ 分） ウ 終業を早める（下校時刻 _____ 時 _____ 分） エ その他（ _____ ） 例 全校集会、臨時ホームルーム等 ※理由（授業内容等を変更した場合はその内容を「エ その他」に記入する）				

【送信先：school-safe@pref.tochigi.lg.jp 添書不要】

11 重要書類等の保管・整備

(1) 学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、学校安全係主任に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内 容
校長室	○学校沿革史 ○職員人事関係書類等
事務室	○校長印 ○職印
職員室（金庫）	○卒業生台帳 ○指導要録

(2) 学校関係図面の整備

事故・災害等に備え、以下の図面を事務室に保管する。

- 校地・校舎平面図（白図）：2枚
- 校舎等の電気配線図
- 校舎等の水道配管図
- 校舎等の電話配線図

12 校内の備品・備蓄品

(1) 共通備品・備蓄品

本校における事故・災害時に備えた備品・備蓄品については、別表「非常用防災備品の管理一覧」に示す。

校長は、担当教職員に指示して、毎年1回備品・備蓄品の消費期限の確認・補充、動作確認等の管理を確実に実施する。

なお、本校には真岡市の管理による防災倉庫が設置されており、倉庫内の物資については、真岡市により定期的な点検、入れ替え等を行っている。また、当該倉庫内の物資は真岡市の災害対応（避難所設置・運営、その他）に用いることから、原則として、本校の活動には利用しない。

(2) 生徒・教職員用の備品・備蓄品

校長は、災害発生時に生徒・教職員が学校待機する場合等に備えて、以下の備蓄等を推進するものとする。

なお、学校待機が長期化するなどして事前の備蓄が不足した場合等は、栃木県教育委員会に支援を要請する。

【非常用防災備品の管理一覧】

○災害時用備蓄物資・資機材

No.	品 名	数 量	保管場所	責任者
1	飲料水	224 本	文書保存室	事務長
2	カロリーメイト	212 本	文書保存室	事務長
3	毛布	48 枚	文書保存室	事務長
4	レジ袋	500 枚	職員下駄箱北側棚	事務長
5	発電機	1 台	北物置	事務長
6	はしご	1 基	自転車置場	事務長
7	ロープ	50m	北物置	事務長
8	軍手	80 双	職員下駄箱北側棚	事務長
9	テント	2張		事務長
10	立入禁止標識テープ	50m×2 本	北物置	事務長
11	スコップ類	10 本	自転車置場	事務長
12	リヤカー	2 台	自転車置場	事務長
13	ジェットヒーター	6 台	第1 体育館4、第2 体育館2	大山, 星野
14	A E D	1 個	第1 体育館	大山
15	担架	3 台	保健室1、第1 体育館1 第2 体育館1	新村, 大山 星野
16	車いす	2 台	相談室	新村

○災害時用ボックス

No.	品 名	数 量	保管場所	責任者
1	名簿		事務室、職員室、第1 体育館	
2	懐中電灯	6 本	事務室、職員室、第1 体育館	
3	ランタン	5 個	第1 体育館	
4	ラジオ	3 台	事務室、職員室、第1 体育館	
5	拡声器	2 台	事務室、第1 体育館	
6	電池	単三 24 本	事務室、職員室、第1 体育館	
7	マジック	9 本	事務室、職員室、第1 体育館	
8	スズランテープ	3 巻	事務室、職員室、第1 体育館	
9	ガムテープ	3巻	事務室、職員室、第1 体育館	
10	用紙	A4、B4	事務室、職員室、第1 体育館	
11	引渡しカード	600 枚	事務室、職員室、第1 体育館	

13 家庭との共有事項

(1) 保護者との共有の時期・方法・内容

校長は、各学級担任を通じて、保護者に対し以下 ①～③ に記載する事項を確実に依頼・周知する。

- 依頼・周知時期：新 1 年生は新入生説明会、他学年は毎年度最初の保護者会
- 依頼・周知方法：保護者会等における資料配布、及び学級担任からの説明

① 学校と家庭の情報伝達・連絡方法について

学校から家庭へ情報伝達するための手段として、入学時に、一斉メール配信システム（Simple Mail BBS(メール一括配信システム)）への保護者メールアドレスの登録を依頼する。

あわせて、学校と家庭の情報伝達・連絡の手段として以下の点を周知する。

- 学校から家庭への情報伝達手段
 - ①一斉メール配信システム（Simple Mail BBS(メール一括配信システム)）
 - ②本校ウェブサイトへの掲載
- 家庭と学校との相互連絡手段
 - ①電話
 - ②メール（学校代表：mokajoshi@tochigi-edu.ed.jp ※緊急時のみ使用）
- 電話・メールが利用不能な場合の代替手段
 - ①災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）
 - ②家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）

② 各種基準について

事故・災害発生時の各種基準について、保護者に周知する。

- 生徒の一斉下校、引渡し、学校待機の基準
- 災害発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断時刻・連絡方法

③ 家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、生徒と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応
 - *学校と自宅のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く等）
 - *大きな地震の場合の避難先
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
 - *自宅で自分の身を守る行動の取り方
 - *保護者との連絡の取り方（複数の手段）
- 公共交通機関が途絶し保護者が勤務先等から戻ることができない場合の対応
 - *学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

(2) 引渡しに関する留意点について

年度初めに、災害時における生徒の引渡しに関して、以下の留意点について事前に伝達するとともに、引渡しの場所、方法、動線等についても併せて伝達しておく。

- 川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないこと。
- 本校正門東側の急傾斜地が真岡市による「土砂災害警戒区域」に指定されており、地震や大雨の際に、二次災害としての土砂災害が想定されているため、生徒の送迎にはこの区域を避け、西門方面へ向かうこと。
- 学校に迎えにきた段階で周囲に危険が迫っている場合には、生徒を引渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは生徒・教職員とともに避難場所へ避難することがあること。

14 地域・関係機関等との連携

(1) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関等	協力・支援を受ける事項、連携内容
栃木県教育委員会	危機管理体制に関する指導・助言、 学校安全に関する情報収集と提供、 スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、 関係機関・団体等との連絡調整、 地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、 事故・災害時の状況報告に向けた事前検討
近隣の学校	不審者情報の共有、 災害対応（臨時休業等）の検討、 事故等発生時のサポート
真岡市防災部局 (市民生活部安心安全課)	防災専門家の紹介、避難計画の検討、 防災拠点（避難所）の運営に関する検討、 防災専門家の紹介
P T A	不審者情報の共有、通学路の安全点検、 防犯パトロール、生徒への指導、 事故等発生時における協力
消防	消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、 救急処理、病院への搬送
警察	防犯教室・防犯訓練の支援（講師・講評等）、 不審者情報の提供、要注意箇所の点検、 防犯パトロール、不審者の取り押さえ・逮捕等
地域の関係団体、住民、 ボランティア等	不審者情報の共有、防犯パトロール、 事故等発生時の避難場所の提供（子ども 110 番の家等）、 事故等発生時の安全確保と通報（登下校時、校外活動時）

学校医、地域医師会	学校の衛生管理、治療、カウンセリング
近隣の商店や企業	地域の見守り、 事故等発生時の避難場所の提供（子ども 110 番の店等）、 生徒の安全確保と通報（登下校時、校外活動時）

15 避難訓練の実施

（１）訓練計画の策定

避難訓練計画の策定については、4 月初旬に避難のための基本的動作・避難経路等について全生徒に周知するとともに、原則として、1 学期に地震及び火災の訓練、また、2 学期あるいは3 学期にその他の訓練として、不審者対応訓練や弾道ミサイル発射情報に対する訓練等を係で計画していくこととする。

避難訓練は基本的動作を実際に行い、適切に避難することができることを目的として実施する。

なお、訓練については、事前に予告して実施するものを基本としながら、より実践的な訓練として、事前の予告なしで実施するものも計画する場合がある。

また、訓練を複数回の計画とする場合、同一年度内に全てを実施することが困難であれば、複数年度単位で計画する。

その他、訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明生徒の発生を想定、消火器・消火栓・担架等の活用、緊急時持ち出し品の持ち出し等を盛り込むのも効果的である。

（２）家庭と連携した訓練の実施（情報伝達）

家庭と連携した訓練としては、4 月中旬くらいまでに、一斉メール配信システム（Simple Mail BBS（メール一括配信システム））を用いた情報伝達訓練を実施する。（※教職員のメール送信方法確認・保護者のメール受信確認を兼ねる。）

（３）地域や関係機関と連携した訓練の実施

真岡市防災部局（市民生活部安心安全課）と連携して、災害時の避難所開設・運営への教職員の関わりについて、情報共有及び協議をし、場合によってはシミュレーション等を行う。

また、消防署や警察署等関係機関の担当者に校内の避難訓練等に参加・協力してもらい、訓練後に講話・講評をいただくことも検討する。

（４）訓練後の留意点

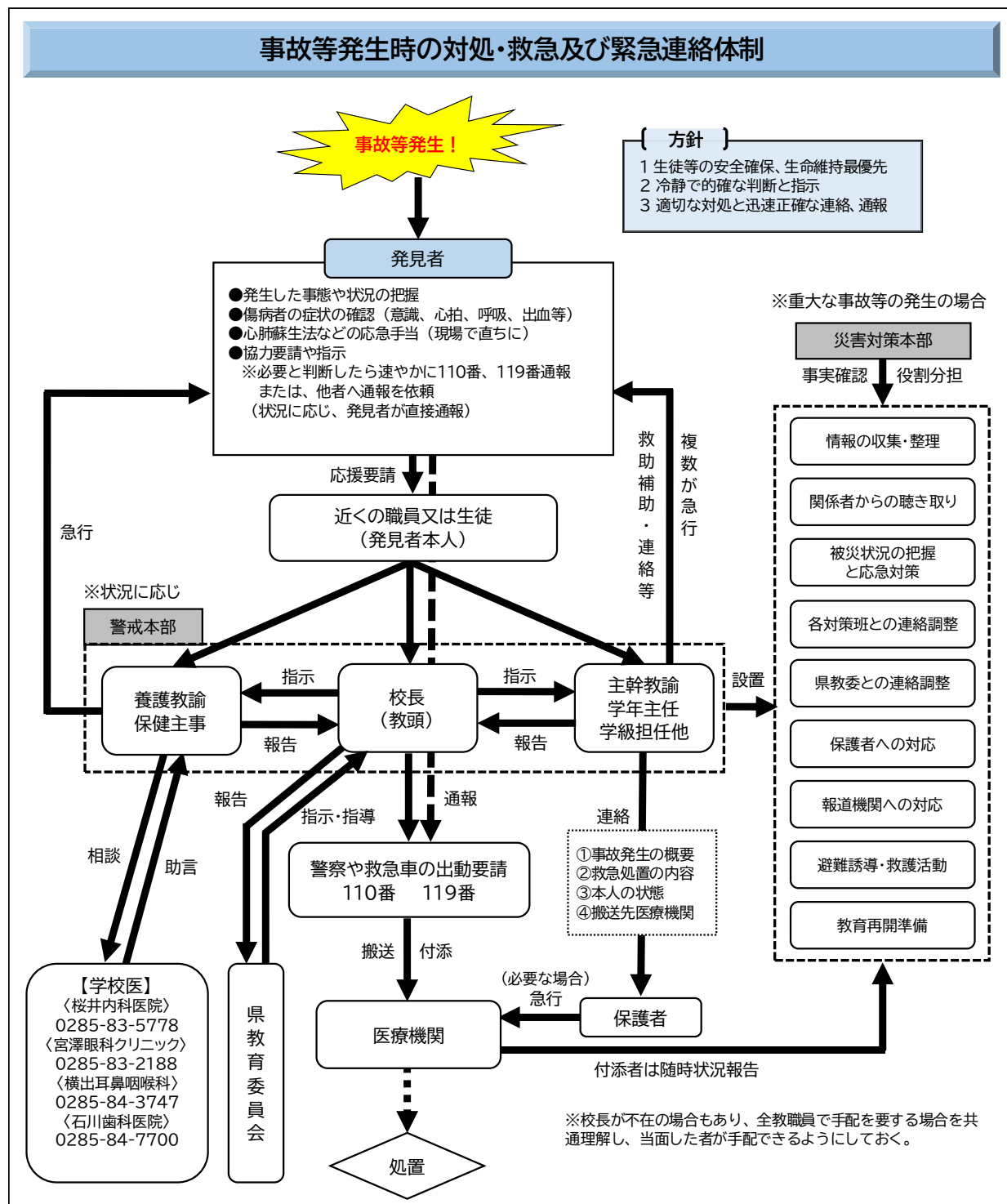
訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、振り返りシート等を用いて反省事項等についてもよく指導する。

なお、不審者対応訓練及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練等については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ生徒がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応する。

Ⅲ 個別の危機管理

1 事故等発生時の対応の基本

学校の管理下において事故等が発生した際は、生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておく。事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や生徒に応援を要請するとともに、被害生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切である。



2 生活安全（防犯）

「校内への不審者侵入」への対応

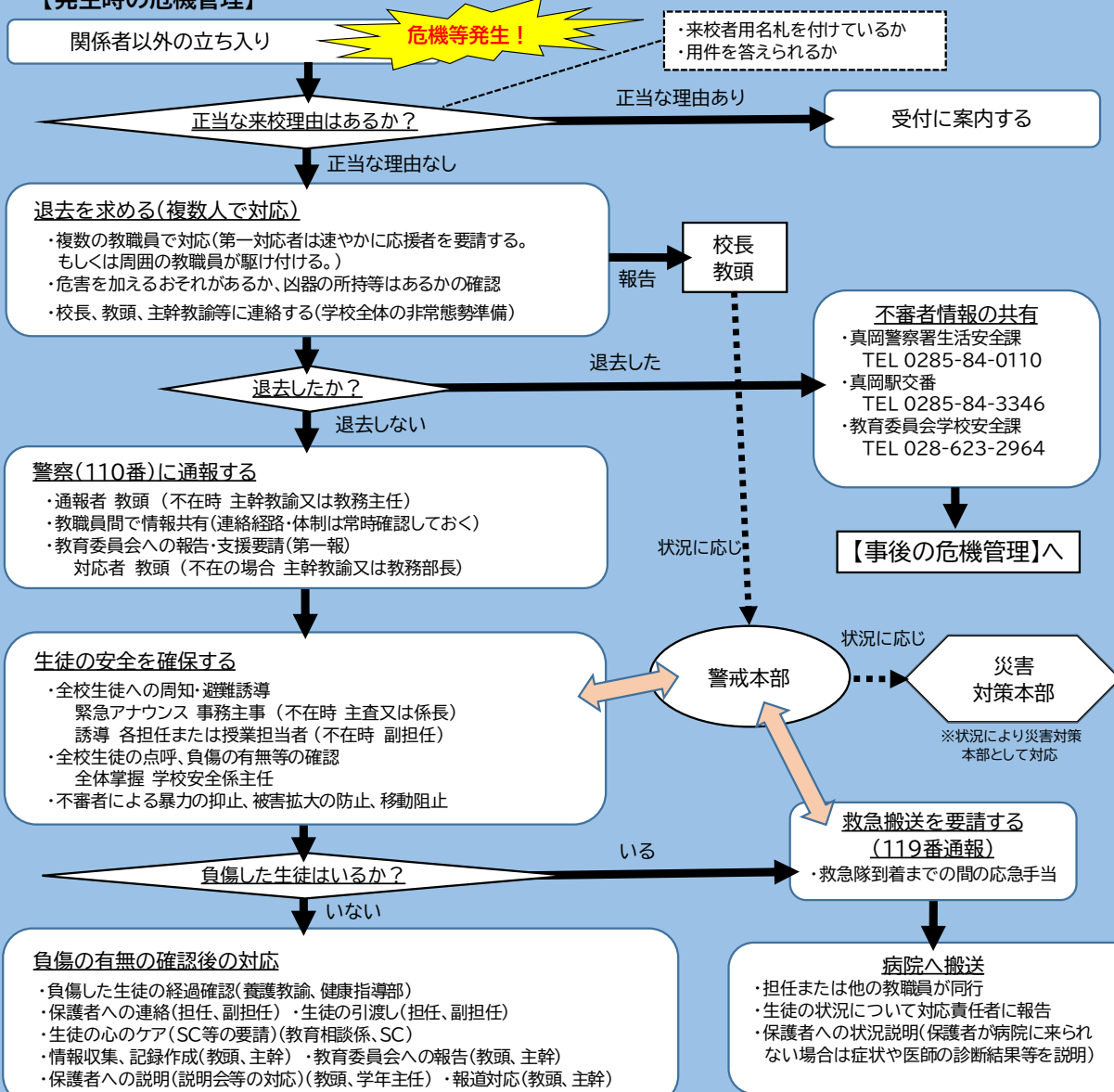
【対応方針】

- 生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する（一人では対応しない）。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 〈校門〉 □ 防犯カメラの作動確認 □ 校門、昇降口の施錠 □ 校門の利用箇所・利用時間の指定
□ 来訪者向け案内
- 〈校門から校舎への入り口〉 □ 来訪者の校舎の入り口や受付への案内・誘導・指示 □ 通行場所の指定
□ 死角の排除
- 〈校舎への入り口〉 □ 入り口や受付の指定・明示 □ 来校者用受付簿、名札
- 〈その他〉 □ 防御用設備の点検 □ 校内情報伝達体制の整備 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
□ 保護者への引渡しの確認 □ 栃木県警察HP及び真岡市HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

2 生活安全（防犯）

「校内への不審者侵入」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	不審者侵入の防止の3段階のチェック体制の整備	◆校門、校門から校舎への入り口まで、校舎への入り口ごとのチェック体制の整備 ○校門について、校門の施錠や利用箇所・利用時間指定、フェンス等の設置等を実施する。 ○校門から校舎への入り口までについて、通行場所の指定や死角の排除等を実施する。 ○校舎への入り口について、入口の指定・施錠、受付管理等を実施する。
	校内情報伝達体制の整備	◆伝達体制、校内放送設備、非常通報装置の管理 ○警察等に助けを求めるための通報手順の訓練をするとともに、設備等の点検を定期的に行い、点検時に設備等の操作方法などを教職員に理解させる。 ○不審者が侵入したという合図や暗号を決めるなど、校内・外への伝達方法を検討する。
	保護者への引渡し方法の確認	◆危機等発生時の引渡し ○危機等が発生した際は、生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者として事前に危機等発生時の帰宅方法（引渡し方法）を確認し、スムーズに生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。 ○場合により、学校で待機する方が安全なこともあるため、どう対応するかは危機管理体制で検討し判断する。
発生時管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察へ通報すると同時に生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆危機等対策本部の設置等 ○校内に不審者が侵入した場合、生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。 ○特に、負傷した生徒がいた場合は、負傷した生徒のみならず、他の生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

2 生活安全（防犯）

「学校周辺での不審者出没」への対応

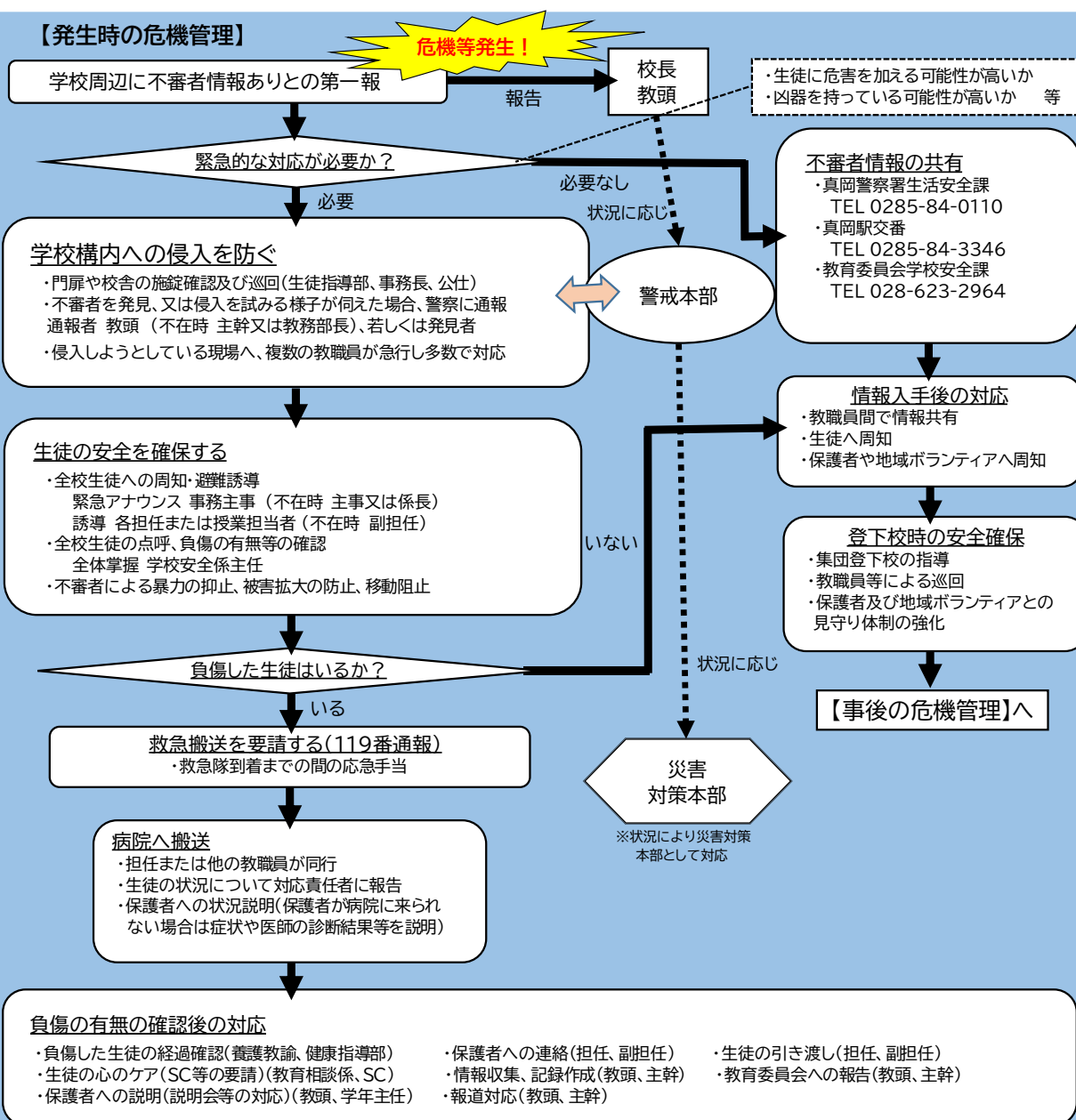
【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を生徒に周知し、生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- ☐ 校門、昇降口等出入口の施錠
- ☐ 栃木県警察HP及び真岡市HPから不審者情報を確認
- ☐ 校内情報伝達体制の整備
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 保護者等への引渡し方法確認
- ☐ 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集(逮捕情報等)
- ☐ 関係機関への報告書作成
- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

2 生活安全（防犯）

「学校周辺での不審者出没」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	警察、地域ボランティア、保護者との連携協力体制の確認	◆登下校時の安全確保 ○警察、地域ボランティアや保護者等と連携協力し、日頃から不審者の情報収集体制や不審者が現れた際の体制を整えておく。
	保護者への引渡し方法の確認	◆危機等発生時の引渡し ○危機等が発生した際は、生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者等で事前に危機等発生時の帰宅方法（引渡し方法）を確認し、スムーズに生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。
発生時の危機管理	緊急対応	◆緊急対応の必要性 ○生徒の身体生命に危害が及ぶ可能性が高いかや凶器を持っているか等により、緊急的な対応の必要性を判断する。
	校内への侵入防止	◆不審者と生徒の接触の回避 ○生徒への危害が及ぶことを防ぐためには、校内への侵入を防ぐことであり、門扉の施錠確認や教職員の配置、巡回等を行う。
	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察へ通報すると同時に生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆危機等対策本部の設置等 ○校内に不審者が侵入した場合、生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「災害対策本部」の体制を整え、役割にシタがって対応する。 ○特に、負傷した生徒がいた場合は、負傷した生徒のみならず、他の生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

3 生活安全（学校管理下の事故）

「授業中・部活動中の事故」への対応

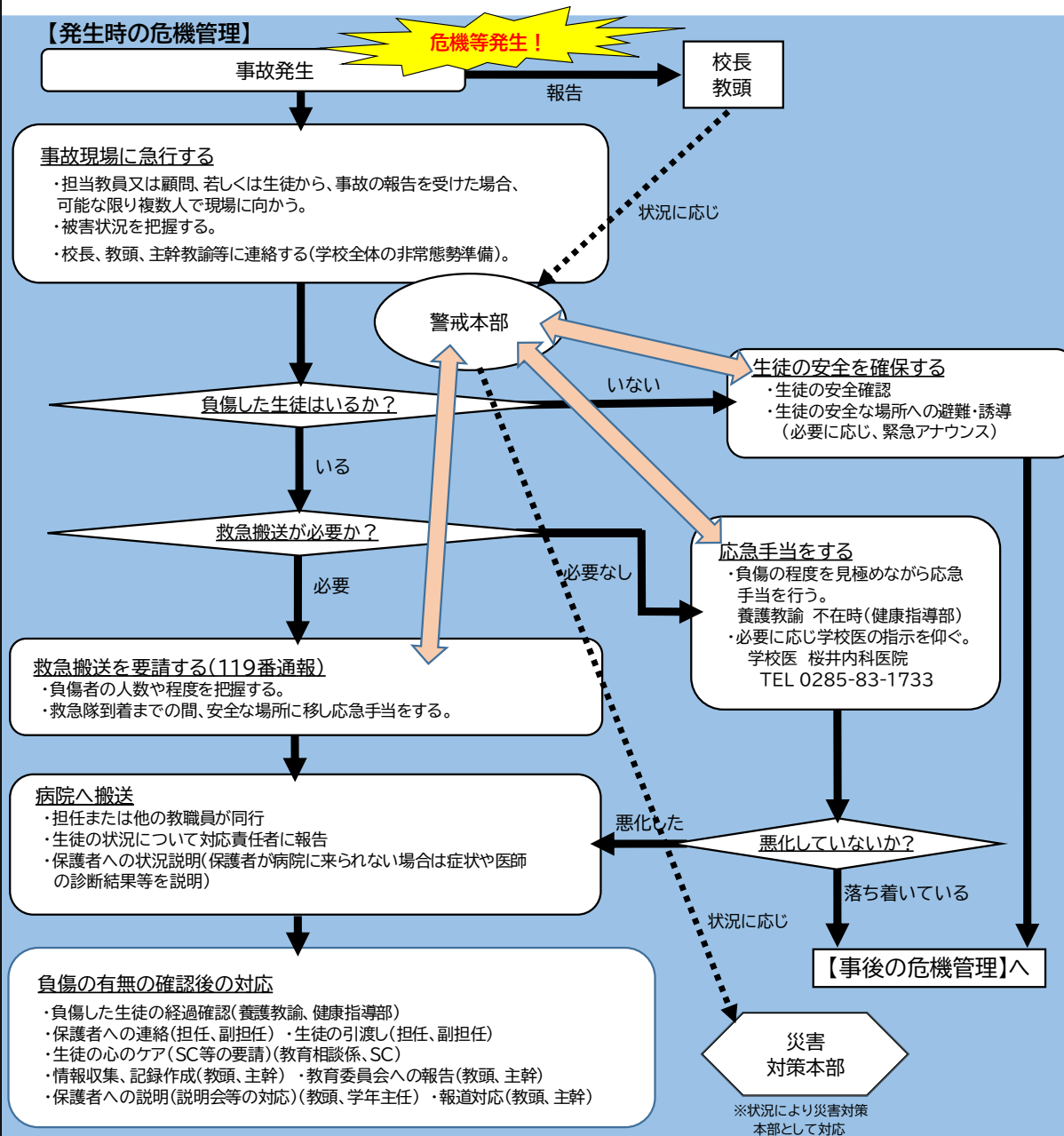
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) ☐ 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- ☐ AEDの稼働点検 ☐ 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

3 生活安全（学校管理下の事故）

「授業中・部活動中の事故」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	AEDの稼働点検	◆機器稼働の点検 ○AEDが適正に稼働し、使用できるかを点検する。 ○なお、点検と併せてAEDを使用したことがない教職員に対し、操作方法の訓練も行い、誰でも操作が可能のように備える。（生徒にも操作方法を学ばせるよう努める。）
	事故発生時の対応訓練	◆訓練の実施 ○教職員が1人しかいない、生徒しかいないなどの場合にも事故は起きる可能性がある。そのような場合にも対応できるよう教職員と生徒と一緒に訓練を行うことで、一秒でも早い対応をとれるよう訓練を行う。
発生時の危機管理	事故現場への急行	◆生徒の安全確保 ○授業中や部活動中は、教職員が1人しかいない場合が想定される。その際には、他の教室、職員室、事務室など教職員が必ずいるところを指定し、他の教職員に来てもらえるよう生徒に指示を出す。単に「誰か呼んできて」というような曖昧な指示では、どこに誰を呼びに行けばいいか迷い、時間がかかる可能性があるため、注意する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆状況の把握と情報の共有 ○負傷した人数で重要な事故かどうかを判断せず、負傷者が1人又はいなかった場合でも、事故の内容により重大案件となる可能性があるため、事故の状況の把握に努める。 ○負傷者がいなかった場合に、何の問題もないと自己判断せず、事故発生を校長や教頭に必ず報告する。 ○なお、全校集会などを開催し、生徒へ事故の状況を周知し、同様の事故の再発を防ぐようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

3 生活安全（学校管理下の事故）

「校外活動中の事故」への対応

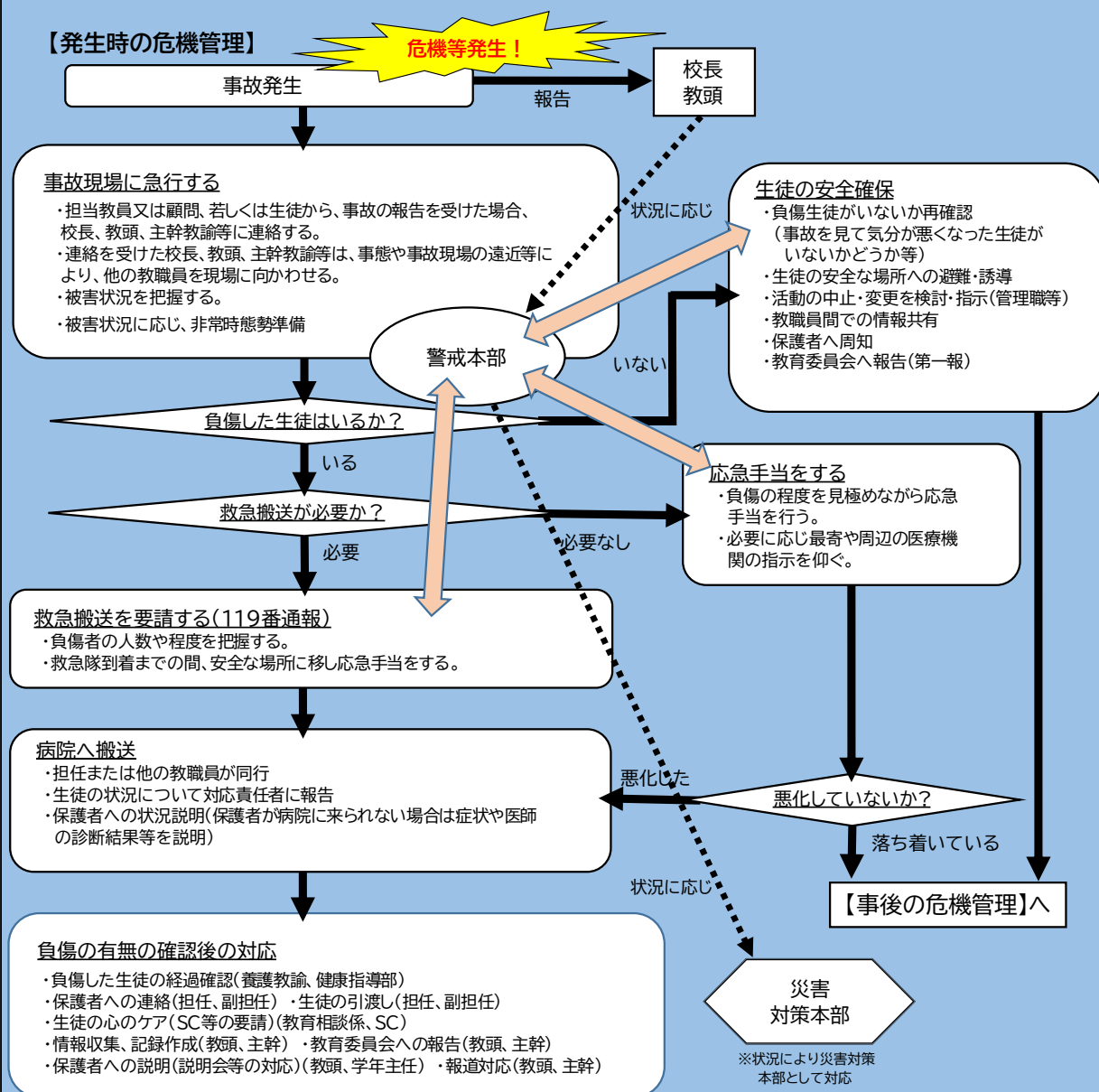
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- 学年または全生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制（網）を教職員及び保護者間で確認・共有（宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。）
- 県立学校管理規則第9条に基づき、教育委員会に承認申請又は届出

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

3 生活安全（学校管理下の事故）

「校外活動中の事故」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	実施日前後の気象情報を確認し、荒天時の場合は変更・中止を検討する	◆計画の変更・中止 ○校外活動中は、学校周辺の気象条件と異なるため、必ず気象条件を確認し安全に校外活動が実施できるか確認する。荒天候が予想される場合は、計画の変更・中止を検討する。「多分、大丈夫だろう」という経験則による判断はせず、最悪の事態を考慮し判断する。 ○校外へ移動するための交通手段についても道路・公共交通機関の運行情報（地震・大雨・大雪・土砂災害による道路閉鎖、公共交通機関の運休等）により生徒の安全が脅かされる可能性も考慮し、校外活動の計画変更・中止を検討する。特に、部活動による遠征中など、引率教諭が1人という場合もあるため、管理職に相談し、検討する。
	校外活動参加教職員間による危機等発生時連絡体制の確認	◆事故発生への迅速な対応 ○校外活動中に事故が発生した場合、学校にいる場合と異なるため、周辺の教職員にどのようにして連絡すればよいか迷いが生じるとそれだけ事故対応に遅れが出る。このため、校外活動に従事する教職員で連絡をとれる体制を整える。
発生時の危機管理	事故現場への急行	◆生徒の安全確保 ○校外活動中は、生徒のいる場所が安全だと保証がないため、事故発生時の連絡があった場合、現場に急行し生徒の安全を確保することが重要になる。 ○道路にはみ出していないか、危険な場所に集団で固まっていないかなど、現場から生徒を安全な場所に移動させ、負傷者の有無などを早急に確認する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆情報の共有と活動の変更・中止の検討 ○負傷者が出た場合は、生徒の安全を第一に考え、活動の変更・中止を早急に検討する。 ○現場に急行した際、負傷者がいなかった場合でも、自己判断せず、事故発生を活動中の教職員に必ず報告し、校長又は教頭に報告する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

4 生活安全（学校保健）

「熱中症」への対応

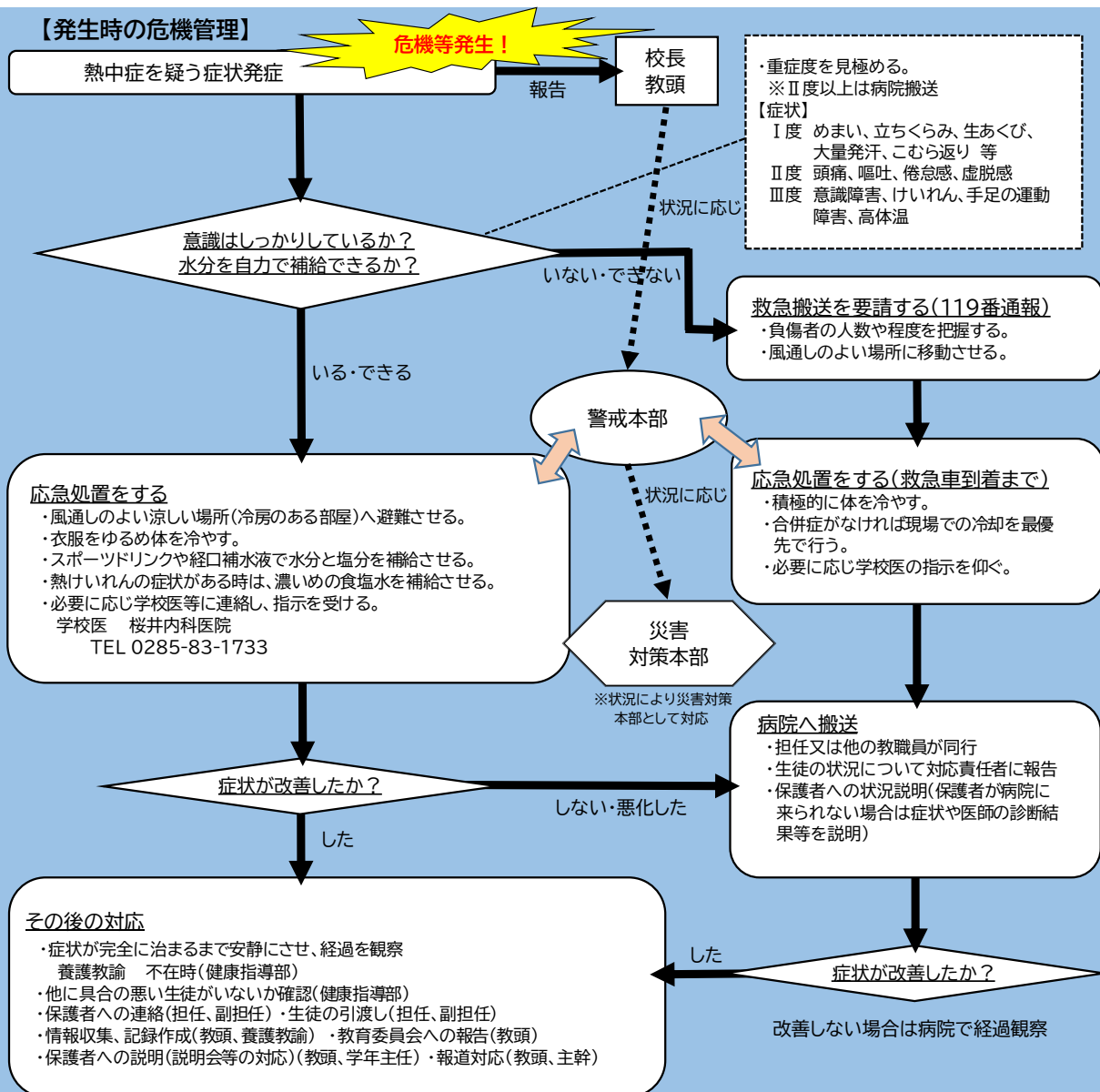
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したりWBGT測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある生徒が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある生徒の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 暑さを避ける場所の確認・確保
- ☐ 気象情報、熱中症予防情報の取得
- ☐ WBGT測定器による計測
- ☐ WBGT測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更等)
- ☐ 保健指導の実施
- ☐ 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合)
- ☐ 水分・塩分補給用のスポーツ飲料や経口補水液の準備
- ☐ 冷水やタオル、うちわ等、体温冷却に使用するものの準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 保護者会の開催(複数の児童生徒が発症した場合等、状況に応じて)
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

4 生活安全（学校保健）

「熱中症」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	WBGT測定器による計測	◆気温・湿度の計測⇒計測して終わりではない ○気温が高い、湿度が高い、風が弱いなど「環境」の要因により熱中症は発生しやすいため、夏季のみでなく、ゴールデンウィーク、梅雨、秋晴れの時期なども、行事等の前には計測し、その結果を教職員や部活動指導者等に周知する。
	保健指導の実施	◆体調の確認 ○寝不足による体調不良、腹痛やインフルエンザ等による水分不足など、「からだ」の要因により熱中症は発生しやすいため、行事等を行う場合は、生徒の体調を確認し、水分補給などの指導を行う。
	測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更)	◆計画の見直し ○熱中症事故の防止のため、WBGT28℃以上では持久走や激しい運動は避けるとともに、WBGT31℃以上では部活動等の運動は原則中止し、適切な措置を講じる。 ○全校集会や部活動などを校庭や体育館などで行う場合、「熱中症予防運動指針(日本スポーツ協会)」に基づき、学校行事等の中止や実施場所や方法の変更など計画の見直しを行う。
発生時の危機管理	応急処置の実施	◆応急処置 ○高体温や意識障害が見られる等の重度の場合は、氷水に全身をつける。 ○ホースで水をかける、扇風機などで強風に扇ぐ、冷房のある部屋に移しぬれたタオルを身体にあて扇風機で冷やす等、速やかに身体を冷やし、水分や塩分の補給を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	病院へ搬送	◆同行者の役割 ○病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果(熱中症の程度又は他の病気か)や病院での保護者とのやりとり内容等から、生徒の翌日の対応(入院か、通院か、登校可能か、様子を見て欠席か等)を確認する。 ○その内容を、対応責任者(管理職等)に報告する。
事後の危機管理	保護者会開催の有無(複数の児童・生徒に症状がでた場合)	◆重大な事故等の発生 ○複数の児童が熱中症で救急搬送された、重篤な症状の生徒がいるなどの場合は、発症した生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め保護者全体に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

【熱中症予防指数】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	33℃以上	「熱中症警戒アラート」発表 暑さ指数(WBGT)が33℃を越えると予想される場合に予報区単位で発表	
	31℃以上	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、適宜水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

4 生活安全（学校保健）

「感染症」への対応

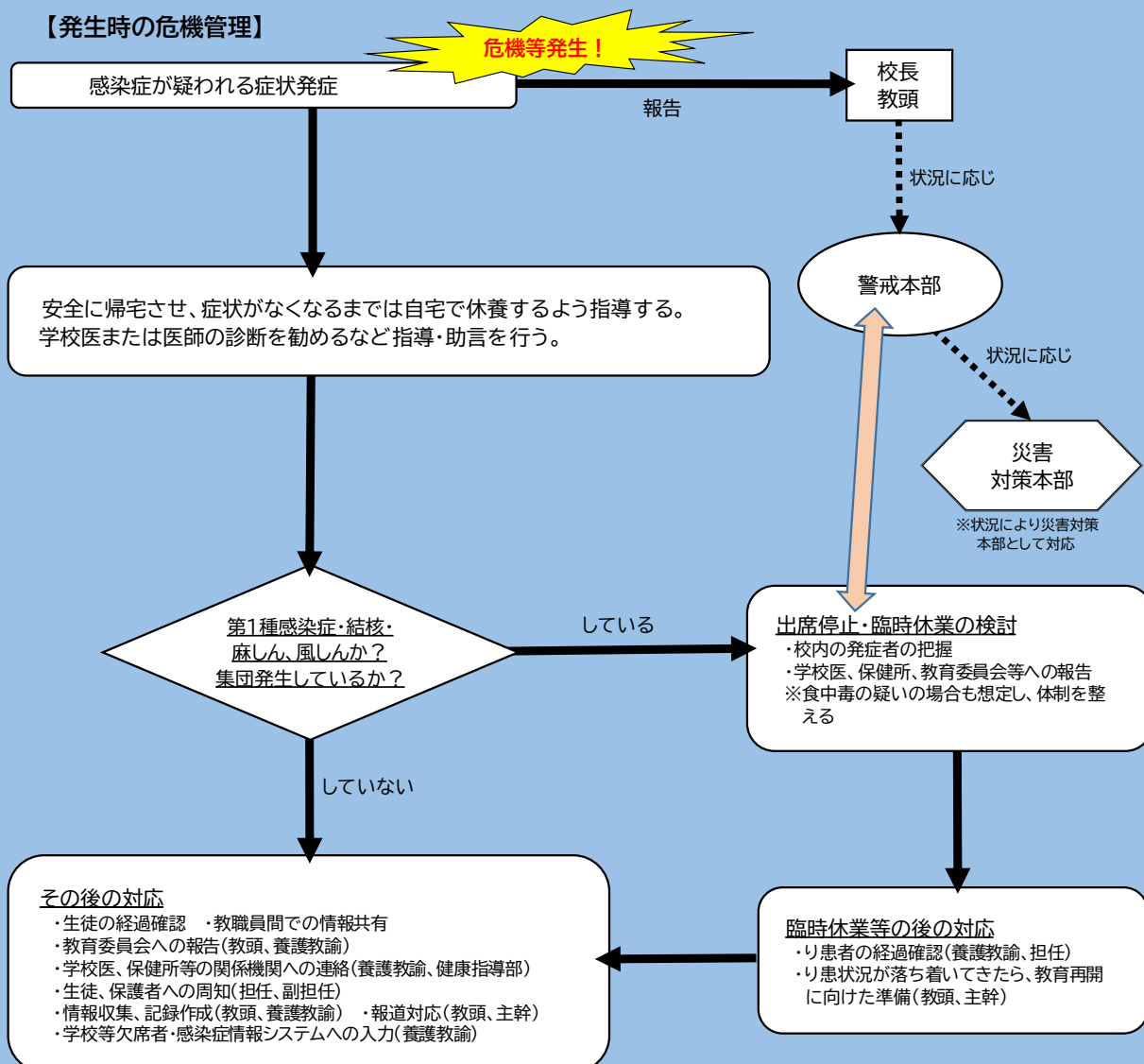
【対応方針】

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症のまん延を防止するため、出席停止や臨時休業を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒に対する保健指導（手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発）
- ☐ 教職員による健康観察 ☐ 地域における感染症の発生及び流行状況の把握
- ☐ 健康診断の結果の把握（結核、予防接種） ☐ 校外活動時の留意事項の確認
- ☐ 学校環境衛生管理の実施（飲料水、教室内の空気環境、日常点検・定期検査の実施）
- ☐ 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 健康診断の実施 ☐ 環境衛生検査の実施 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成(状況による)
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者への通知 ☐ 学校保健計画等への反映
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

4 生活安全（学校保健）

「感染症」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	保健指導・健康観察の徹底	◆健康異常の早期発見と感染症予防の適切な実施 ○健康異常の早期発見に努め、感染症に罹患した疑いがある場合は、医療機関の受診を勧めるなどの指導助言を行う。 ○感染症の予防に係る処置によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮しながら、学校における感染症の予防の適切な実施の確保を図る。
	学校環境衛生管理の実施	◆法的根拠に基づいた実施 ○「学校環境衛生基準」に定められた必要な事項について、計画的に日常点検・定期検査を実施する。また、学校保健安全法第5条に基づき、学校ごとに「学校環境衛生基準」に準拠した環境衛生検査計画を作成し、実施結果について記録を保存する。
	校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備	◆事前準備の徹底 ○普段、流行している感染症については、その病原体に応じた消毒等が実施可能である。下痢便や嘔吐物については、病原体を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理ができるよう使用する衛生資材を準備しておく必要がある。
発生時の危機管理	出席停止・臨時休業の検討	◆法的根拠 ○出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。また、臨時休業後に授業を再開する場合には、生徒の欠席状況、り患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。 <出席停止：学校保健安全法施行令第6条> 出席停止の対象は、感染症に罹患、り患している疑い、又はり患のおそれのある生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、当該生徒にこれを指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健安全法施行規則で定める基準による。 <臨時休業：学校保健安全法第20条> 臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。
	関係機関への報告	◆速やかな報告 ○案件が発生した旨を速やかに県健康福祉センターに通報し、県教育委員会に報告する。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	◆情報の提供及び活用 ○学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。 ○出席停止報告については、「学校等欠席者・感染症情報システム」上の報告とするので、別添「学校等欠席者・感染症情報システム等運用要領」を遵守する。また、同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。
事後の危機管理	健康診断・環境衛生検査の実施	◆事後措置 ○感染症が発生した時、疾病の有無について検査を行う必要がある時など、必要に応じて、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、臨時の健康診断や環境衛生検査を実施し、適切な事後措置を行う。
	報告書の作成 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有 ○報告書を作成し、教育委員会に報告するとともに、危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

4 生活安全（学校保健）

「光化学スモッグ」への対応

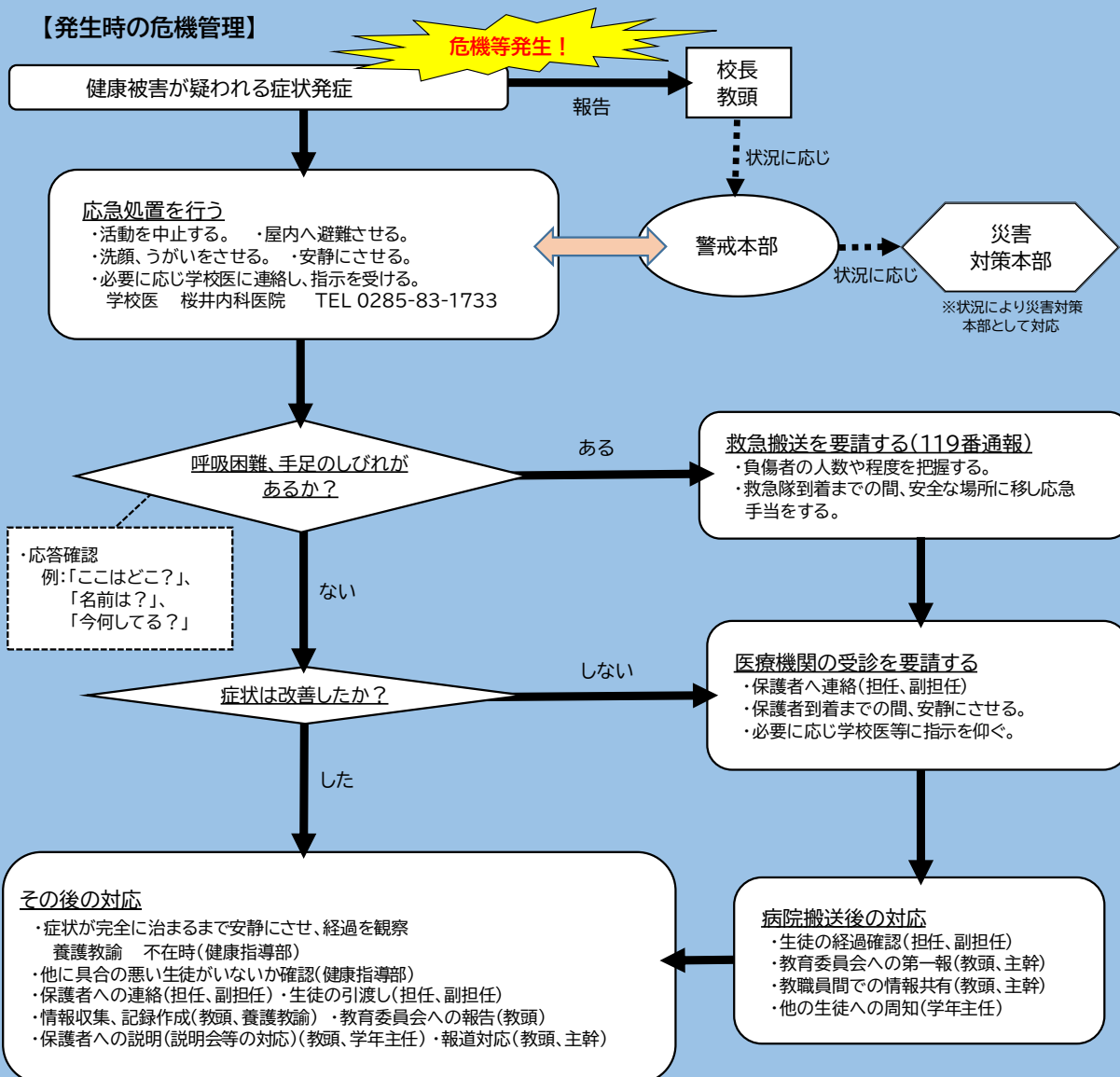
【対応方針】

- 学校における体制を整備し、発生しやすい気象条件の確認や発生等の情報の把握に努める。
- 発生時は、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を行う。
- 健康被害が確認された場合、学校医の指導を受けるなどして、適切な回復処置を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 連絡方法の確保・確認
- ☐ 気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得 ☐ 保健指導の実施
- ☐ 応急手当に必要なものの準備 ☐ 授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)
- ☐ 夏期休業中の体制整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機等対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教育委員会への報告
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者会の開催(被害が出た場合)
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

4 生活安全（学校保健）

「光化学スモッグ」への対応における留意事項

	項目	留意事項								
事前の危機管理	気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得	◆気象情報の確認 ○日差しが強い・気温が高い・風が弱い⇒発生しやすい。 ◆発生情報の確認 ○「とちぎの青空」(栃木県ホームページ)及び「大気環境情報システム」により、県内の大気環境や注意報等の発令に関する情報を把握する。また、把握した情報を学校全体に周知する。								
	保健指導の実施	◆生徒への指導 ○光化学スモッグについて理解させるとともに、常に自分の健康状態を知り、異常のある場合は進んで届け出るよう指導する。 ○光化学スモッグの情報に十分留意し、生徒が自主的に適切な対処ができるよう指導する。								
	授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)	◆時間割や開催時期の調整 ○光化学スモッグの発生しやすい時期の屋外での授業等の取扱いについては、午前中に履修させるなど配慮する。								
発生時の危機管理	応急処置の実施	◆緊急時等の措置 ○速やかに校内放送等により、屋外における運動その他の諸活動を中止して屋内に退避させるとともに、風向きに注意して窓を閉じ、予防措置として洗眼・うがい等を行わせる。なお、注意報等の発令区分により、屋内での運動も中止する。 <table><tr><th>区分</th><th>発令の基準</th></tr><tr><td>注意報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr><tr><td>警報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr><tr><td>重大緊急報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr></table>	区分	発令の基準	注意報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	警報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
	区分	発令の基準								
注意報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
警報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
	医療機関受診を要請	◆受診の判断 ○洗眼・うがい等をしても症状が良くならない時や呼吸困難、手足のしびれなどの症状がある場合は、すぐに医師の診察を受けるよう保護者等に要請する。								
事後の危機管理	保護者会等の実施(被害が出た場合)	◆すべての保護者に対する説明 ○生徒が救急搬送されたり、重篤な健康被害が生じたりした場合は、発症した生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含めすべての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。								
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。								

4 生活安全（学校保健）

「アレルギー」への対応

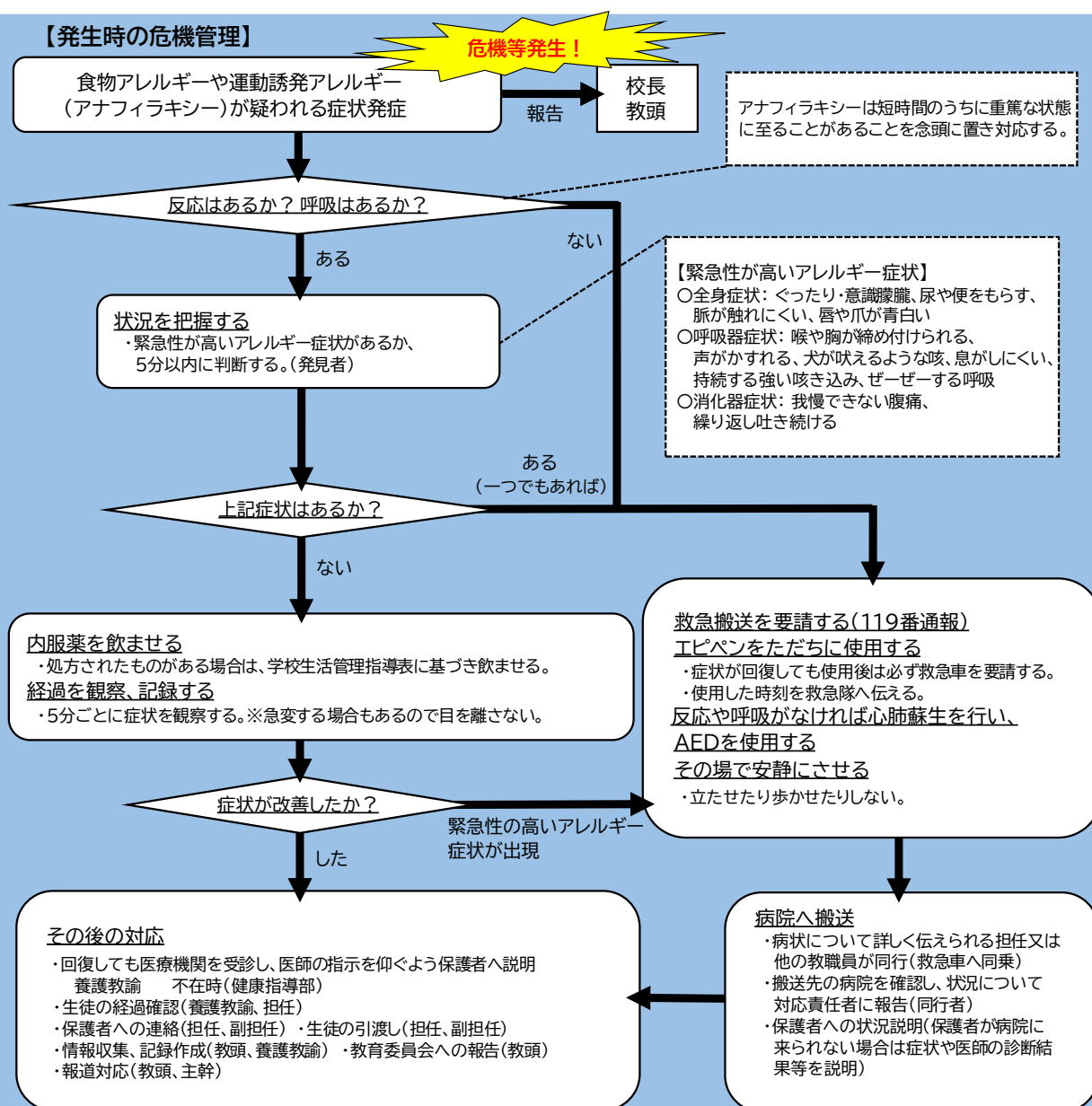
【対応方針】

- 既往症のある生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することを教職員が理解しておく。
- アレルギー疾患に対する対応委員会を設置するなど、校内組織で対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握 □ 学校生活管理指導表に基づく管理（保護者面談の実施）
- 対応委員会の開催（個別の緊急時対応についての検討） □ 全教職員での情報共有
- 校内研修の実施（エビベン練習用トレーナーやDVDの活用） □ 消防署等関係機関との連携
- 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

4 生活安全（学校保健）

「アレルギー」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	生徒の実態把握	◆保健調査等による把握 ○アレルギー疾患があり、管理・配慮が必要な生徒を保健調査票などにより把握する。入学直後から対応できるよう調査の時期に配慮する。 ◆学校生活管理指導表に基づく管理 ○食物アレルギーや運動誘発アレルギーを有する生徒については「学校生活管理指導表」の提出を求め、主治医の指示に基づき「個別の緊急時対応」を作成する。 ◆対応委員会の開催 ○学校生活管理指導表や保護者面談で得られた情報を元に緊急時の対応を検討する。検討した内容を保護者に説明し同意を得る。
	情報共有と校内体制整備	◆全教職員への情報共有 ○一部の教職員だけ知っていても緊急時に対応できないため、個別の緊急時対応について共通理解を図る。エピペンの保管場所等についても詳細に確認し、情報の共有を図る。 ◆校内研修の実施 ○既往症のある生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応することや運動により誘発されること、または食物以外（動物等）に反応することもあるため、全教職員がアレルギー疾患に関する基礎知識を持ち、適切に対応できるよう、エピペン練習用トレーナーやDVDを活用した実践的な研修を定期的に行う。 ◆地域の消防署等関係機関との連携 ○教育委員会や消防機関に確認の上、情報提供等（エピペン所持者については保護者の同意を得て）の連携を図る。
	日常の取組の確認	◆食物を扱う授業や修学旅行等における対応 ○事前の対策を整えたとともに、貴重な体験の機会を不必要に制限することなく活動でき、他の生徒からの理解も得られるよう教育的配慮を行う。
発生時の危機管理	アレルギーの症状・アナフィラキシーの発症	◆状況の把握 ○意識障害の有無やアレルギー症状について確認し、原因食物を食べたか・触れたか、運動していたか等の状況を確認する。
	救急搬送要請及びエピペンの使用等	◆救急搬送要請等 ○救急搬送を要請するとともに、学校生活管理指導表等に基づき適切に対応する（エピペンの使用や処方箋医薬品の服薬等）。 ○救急車到着の際、生徒がいる場所まで案内するとともに、症状やエピペンを使用した時刻や処置経過等を救急隊に伝えられるようする。
	病院へ搬送	◆同行者の役割 ○「学校生活管理指導表」「保健調査票」等を持参し、生徒の情報を医師に伝える。診断結果（原因食物）や指示事項等を確認し、その内容を対応責任者に報告する。
事後の危機管理	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆重大な事故等の発生（救急搬送や誤食） ○誤ってアレルギー食物を食べた場合は、症状が軽い、又は発症しなかったとしても、重大な事故と捉え、徹底した再発防止に努める。 ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

5 交通安全（交通事故）

「登下校中の交通事故(被害)」への対応

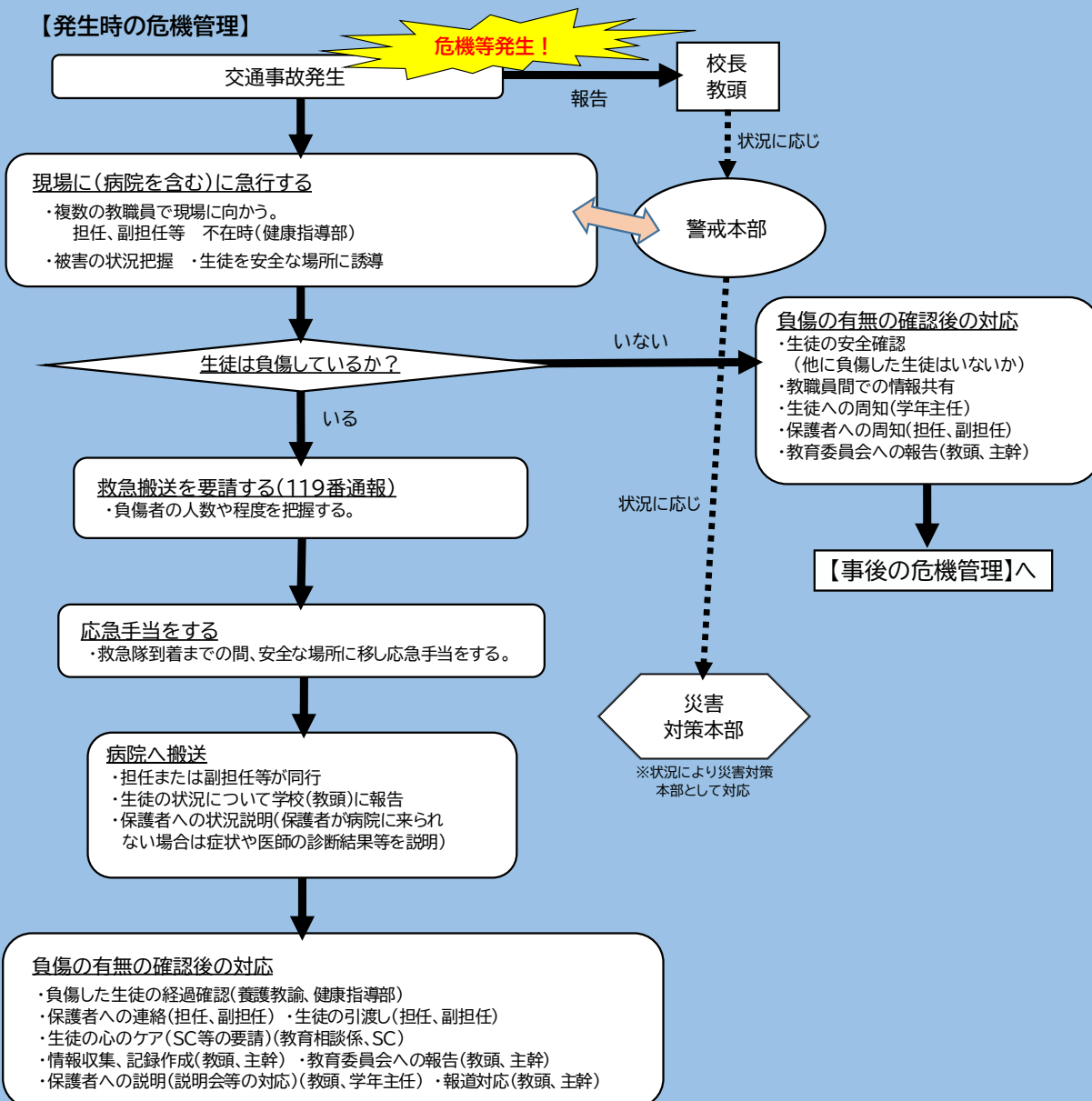
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- 登下校方法の把握 □ 通学路の安全点検 □ 交通事故多発箇所の把握
- 生徒への交通安全講習等の実施 □ 生徒による通学路危険箇所の確認
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 交通安全講習等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

5 交通安全（交通事故）

「登下校中の交通事故(被害)」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	◆危険箇所の共通理解 ○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなく生徒、保護者にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。
	保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制	◆連絡体制の整備 ○事故が発生した場合、対応防止策など保護者、警察、地域ボランティア等に協力を要請することとなる。このため、連絡先などを確認しておき、スムーズに対応策を実施できるよう体制を整えておく。
発生時の危機管理	事故の発生情報	◆情報の収集及び精査 ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があつたとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
	現場(病院含む)への急行	◆生徒の安全確保 ○事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、周辺にいる生徒を現場から安全な場所に避難させる。 ○負傷した生徒がいる場合は、救急搬送を要請し、応急手当を行う。既に救急搬送等対応済みの場合は、病院に急行し、生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。 ○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

5 交通安全（交通事故）

「公共交通機関利用中の事故」への対応

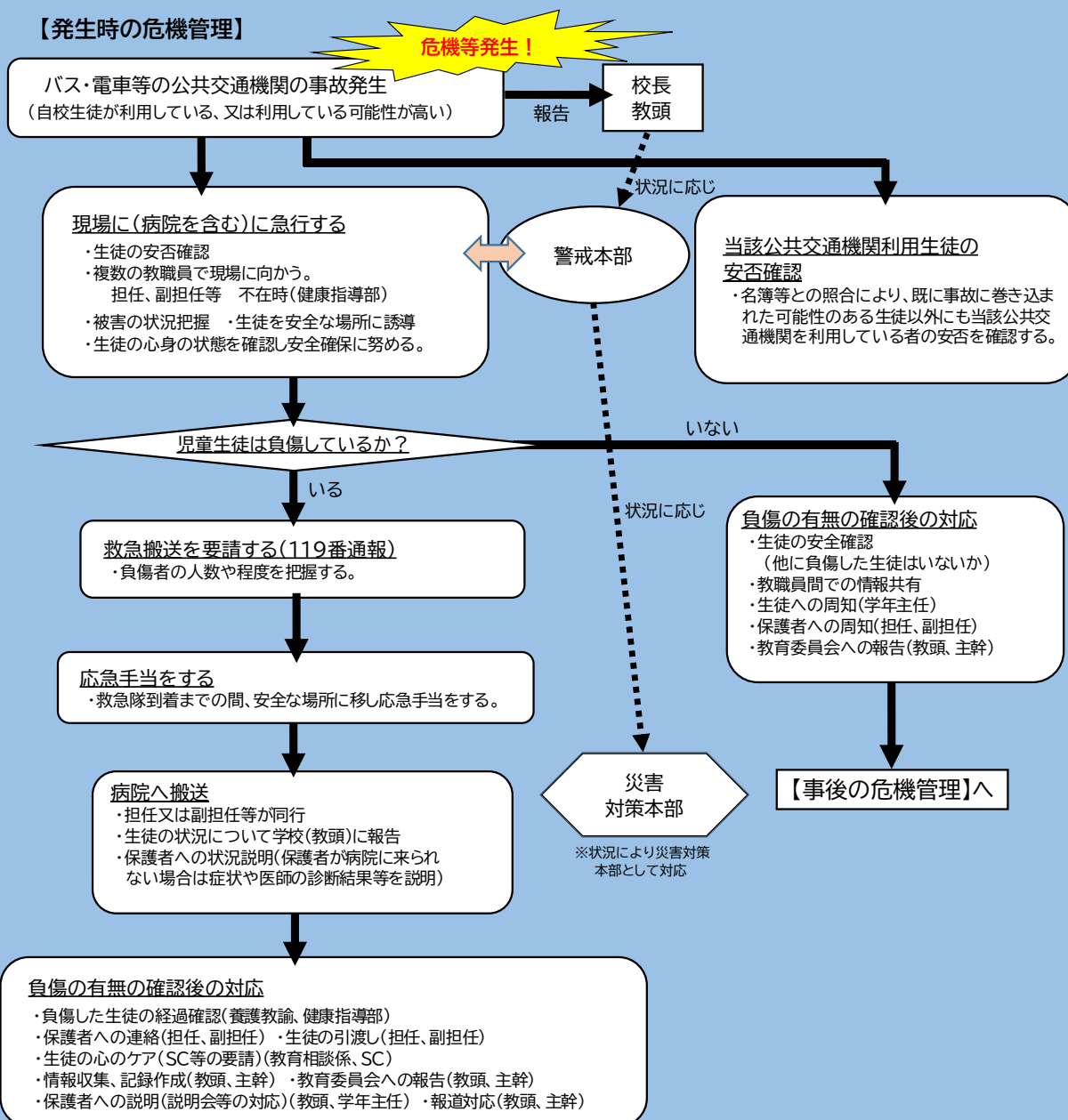
【対応方針】

- 事故に遭った生徒の安否を確認する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 保護者や関係機関等と連携し生徒の安全確保に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 公共交通機関の状況把握(工事による不通区間、混雑時間帯等)
- ☐ 生徒の公共交通機関利用者の把握
- ☐ 公共交通機関の緊急連絡先の確認
- ☐ 生徒への事故発生対応訓練の実施
- ☐ 生徒への公共交通機関利用マナー講習の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

5 交通安全（交通事故）

「公共交通機関利用中の事故」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	公共交通機関の緊急連絡先の確認	◆事故発生時の確認先 ○公共交通機関で事故が発生した場合、事故の被害に遭った生徒の把握が重要になる。 ○どこに問い合わせれば事故の状況等が把握できるかを事前に確認しておくことで、保護者や生徒からの問合せに対応できるようにする。 ○事故が発生した場合、公共交通機関に問合せが殺到し、情報が得られないことも想定し、生徒が利用する駅や停留所などの関係者と連携をとっておく。
	バス・電車等での事故発生情報	◆情報の収集及び精査 ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
発生時の危機管理	現場(病院含む。)への急行	◆生徒の安全確保 ○公共交通機関の事故の場合、現場には近づけない場合が多いため、事故に遭った人の避難場所、病院搬送先を確認し、生徒が事故に巻き込まれたか否かを確認する。 ○教職員が事故に居合わせた場合は、公共交通機関関係者の誘導に従い、安全な場所に避難し、生徒の心身の状況を確認する。 ○確認した内容を学校(対応責任者等)に報告する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆負傷者確認後の対応 ○公共交通機関利用生徒の安否確認を最優先とし、生徒の負傷状況等を把握する。 ○事故の発生による二次被害で、生徒が学校に登校していない、自宅に帰り着かないなどの状況になっていないか確認する。 ○保護者へは、事故発生について情報提供するとともに、事故が発生した公共交通機関を利用している可能性が高い生徒の情報を保護者からもらうなど状況の確認に努める。また、生徒には、保護者と連絡を取り合ってもらい、保護者の不安を早めに取り除くよう留意する。 ○教育委員会へは、事故の発生及び生徒の状況等を確認している旨を電話等連絡(第一報)する。 ○死亡者や意識不明などの重体者を把握した際は、至急保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「台風」への対応

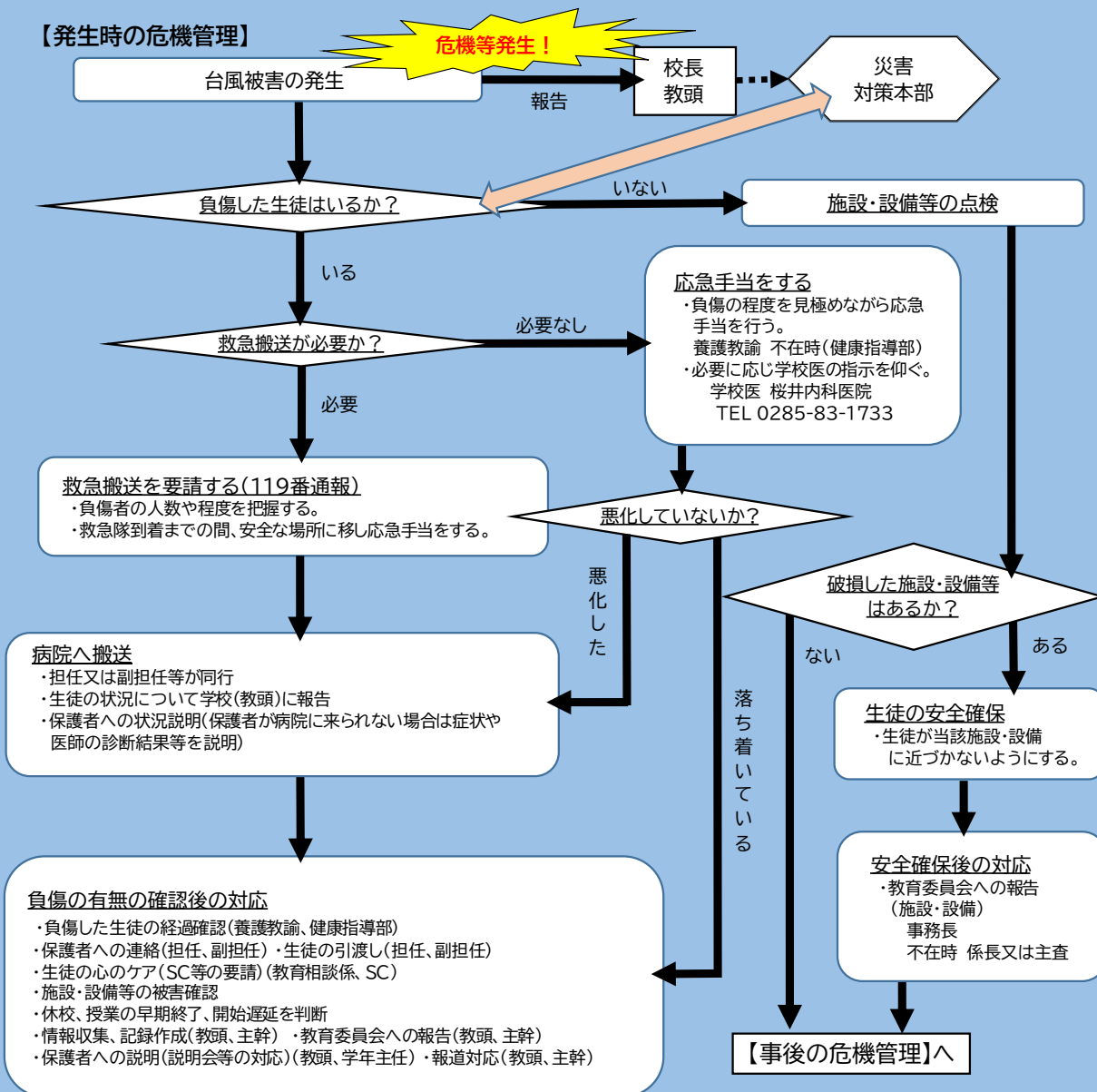
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 公共交通機関の運行情報を確認（運休が計画されているか等）
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「台風」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	台風に関する防災気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する台風や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認し、台風への対策をとる。 ○台風の進路や勢力は接近しながら変化するため、影響が小さいと予想される場合でも、常に最新の情報を確認し、事前の危機管理の対策をとるよう留意する。 ○台風は広範囲にわたる影響があるため、他の地域で被害（上流側の降水による河川の増水・氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水等）による二次災害が発生するおそれもあるため留意する。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○台風接近時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全教職員が台風災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備を行う。 ○生徒や教職員が、台風に関する知識や避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉え行う。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	◆早期の安全対策 ○入手した台風情報等により、通学や学校活動、校外活動に台風による影響が予想される場合には、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。また、学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討する。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の安全点検（学校保健安全法施行規則第28・29条）	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が台風の影響で建物や周辺に被害（窓ガラス破損、道路への倒木等）を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○倒木、窓の破損、落下物による負傷など、台風の影響により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。また、登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)」への対応

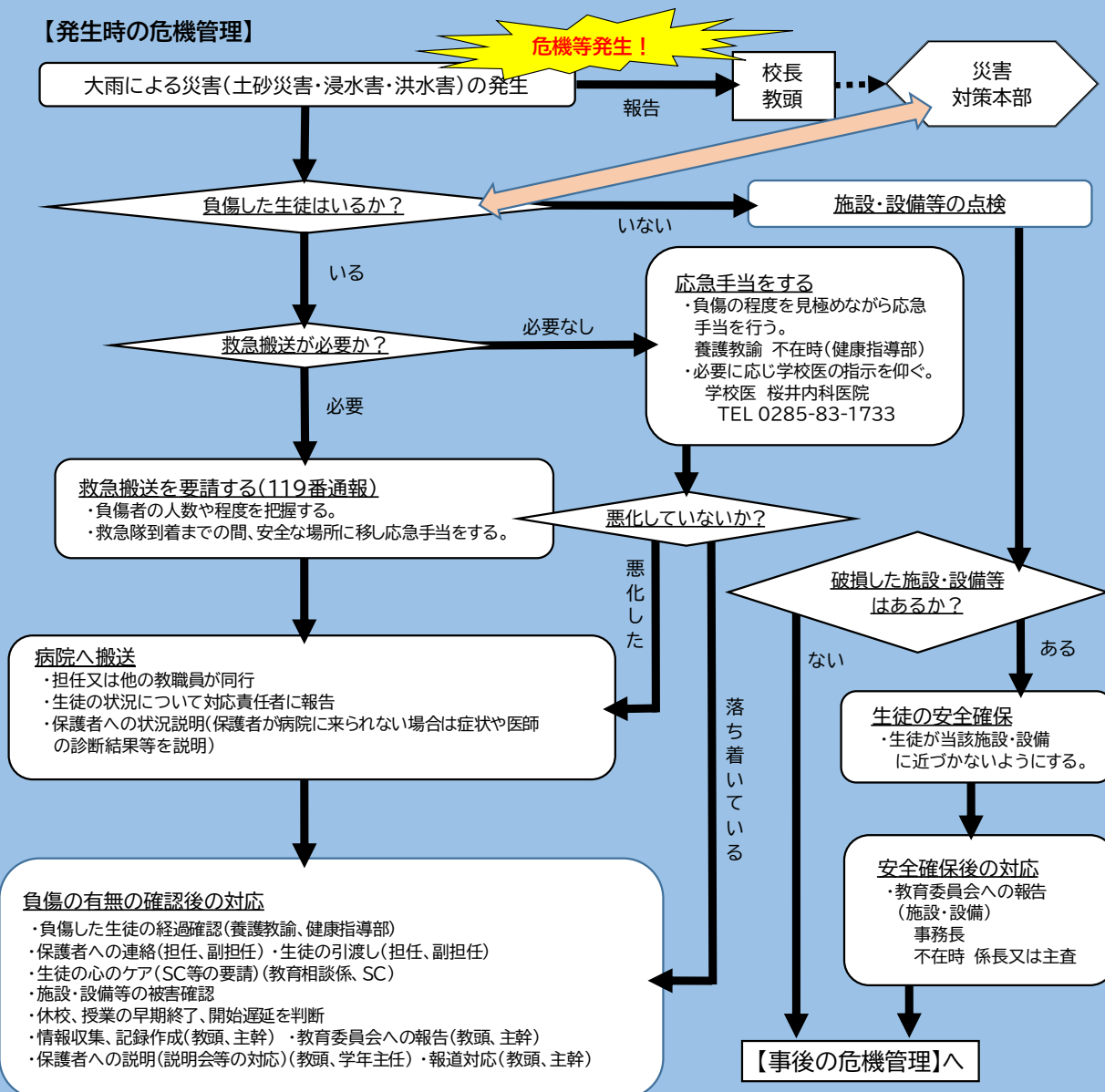
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 警報・注意報、大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する最新の各種防災気象情報の確認
- ☐ 避難確保計画の作成(洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する場合)
- ☐ 学校防災体制の整備 ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 ☐ 保護者への引渡しの確認 ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成 ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	大雨による災害に関する防災気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する防災気象情報(警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等)を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認する。 ○局地的な大雨の場合には、学校の周辺は何事もなくとも、通学路や他の地域で被害(河川の氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水による通行止め等)による二次災害が発生するおそれもあるため、情報収集に努める。
	避難確保計画の作成及び見直し・改善等	◆避難確保計画の作成義務がある学校 ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている学校は、避難確保計画を作成する義務がある。なお、本県県立学校は、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められていなくとも、当該区域内にある場合は避難確保計画を作成することとしている。 (「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等について(依頼)」(令和2(2020)年11月20日付学安第636号)) ◆点検及び見直し・改善 ○日頃から避難確保計画を点検するとともに、定期的に見直し・改善を図っておく。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	◆早期の安全対応 ○大雨が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報を確認し、臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が大雨等の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)により負傷した場合は、生徒を安全な場所に移動し、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆危機管理体制による対応 ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「大雪」への対応

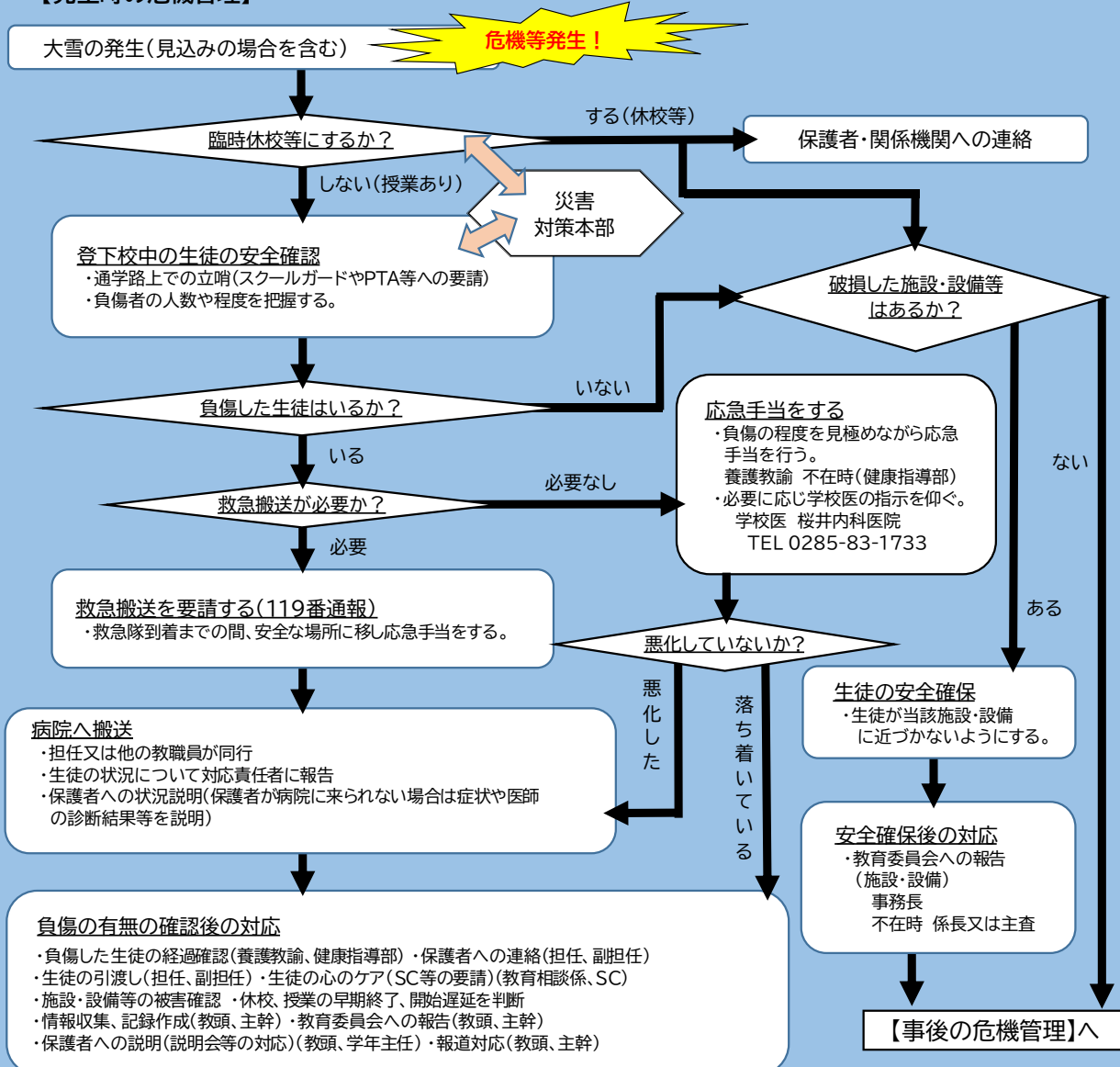
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 大雪警報・注意報等の最新の防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校敷地内、通学経路の降雪・積雪状況の確認
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「大雪」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	降雪・大雪情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する大雪に関する情報や警報・注意報等、最新の防災気象情報を確認する。 ○教育委員会から提供される情報を確認する。 ○大雪の予想ではない場合でも、少しの積雪によって被害が起きることがあるため、防災気象情報の入手に努める。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○大雪時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が大雪災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。 ○生徒や教職員が大雪災害に関する知識や大雪時に注意する行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	◆早期の安全対応 ○大雪が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報、通学路の積雪状況を確認し、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○大雪により建物や学校設備等に被害（水道設備等の凍結、道路への倒木等）を与える可能性があるため、被害がないよう、設備や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	登下校の安全確保	◆通学路への立哨 ○スクールガードやPTAに要請し、通学路への立哨による登下校中の事故を防止する。
	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○転倒や交通事故による負傷など、大雪の影響により負傷した場合は、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「雷」への対応

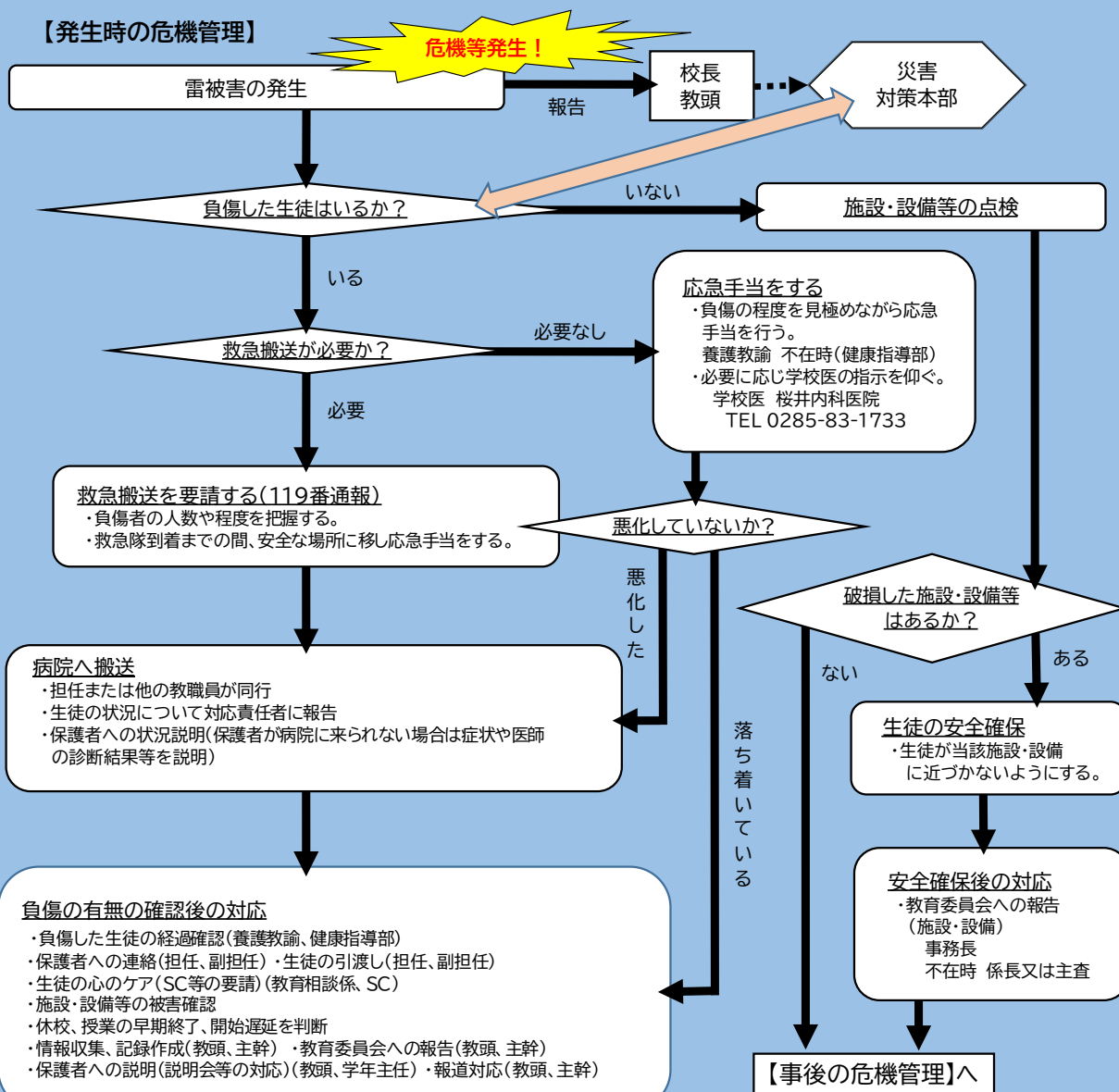
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 校庭等校舎外にいる生徒の屋内への避難誘導
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「雷」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の防災気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する雷注意報や大雨警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。また、天気予報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを見逃さない。 ○雷をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測をレーダー・ナウキャスト等で確認するとともに、雷が発生する兆し「低く黒い雲（積乱雲）が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」など、周囲の様子を確認する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により雷の発生が予想されるおそれもあるため、留意する。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○雷発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が落雷による災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。 ○生徒や教職員が雷に関する知識や雷発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機等を検討	◆早期の安全対応 ○雷による被害が発生する恐れがある場合は、最新の防災気象情報を確認し、前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に生徒を避難させる。 ○早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じること。登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が雷の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○落雷による負傷など、雷の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	◆危機管理体制による対応 ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「突風(強風・竜巻・ダウンバースト等)」への対応

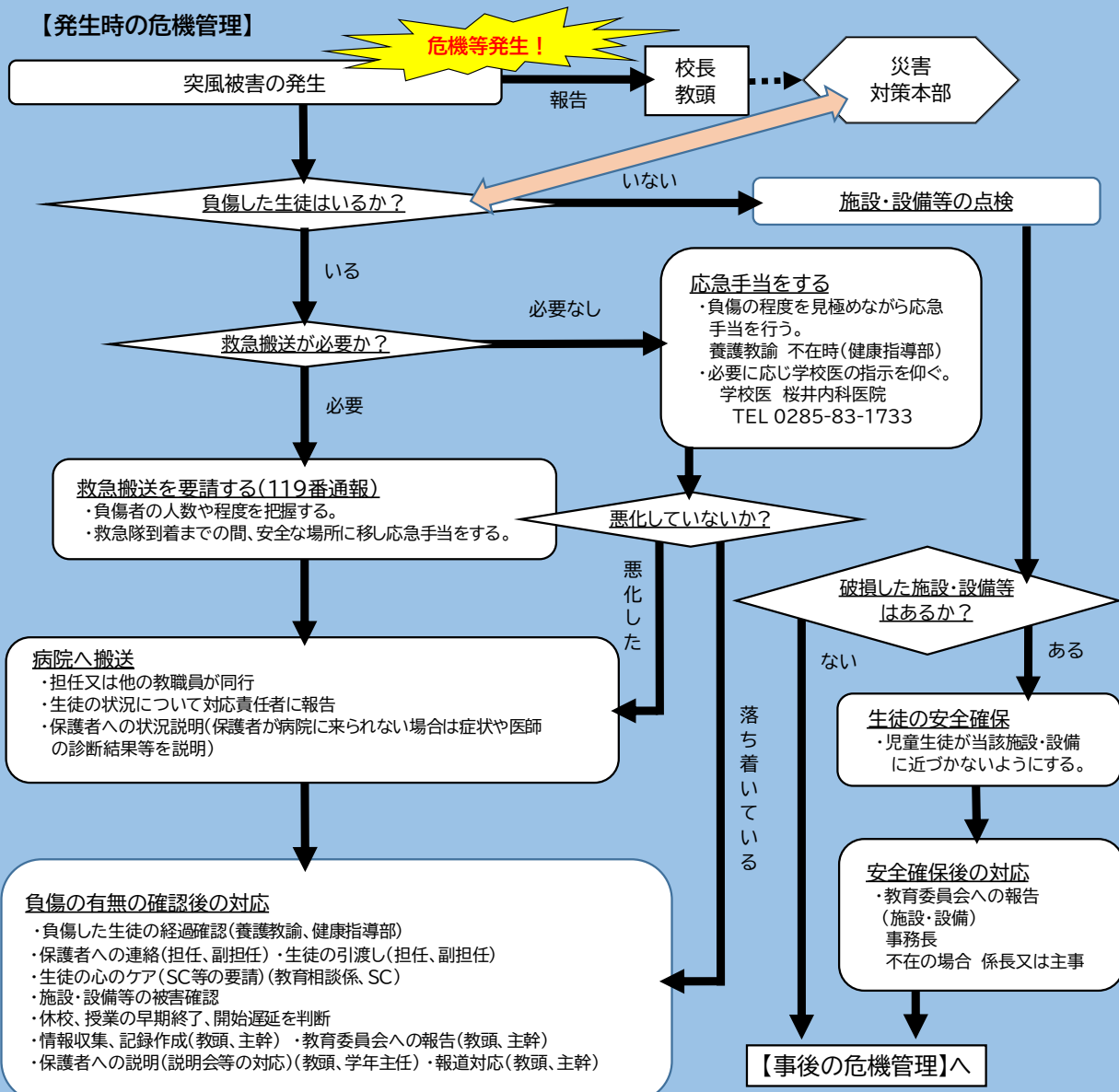
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- | | |
|---|---|
| ☐ 竜巻注意情報等の最新の防災気象情報の確認 | ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認 |
| ☐ 学校防災体制の整備 | ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 |
| ☐ 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導 | ☐ 公共交通機関の運行情報を確認 |
| ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 | |
| ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 | ☐ 保護者への引渡しの確認 |
| | ☐ 学校設備の点検等 |

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- | | | | |
|---|--|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 危機対応の検証 | ☐ 再発防止策の検討 | ☐ 報告書の作成 | ☐ 教職員間での情報共有 |
| ☐ 継続的な心のケア | ☐ 危機管理マニュアルへの反映 | ☐ ヒヤリハット事例への反映 | |
| ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成 | ☐ 防災教育(振り返り)の実施 | | |

6 災害安全（自然災害）

「突風（強風・竜巻・ダウンバースト等）」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	突風に関する防災気象情報の確認	◆情報収集 ○天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを見逃さない。 ○突風をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測は、レーダー・ナウキャスト等の防災気象情報で確認する。 ○竜巻注意情報が発表された場合には、まず、周囲の空の状況に注意する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により突風の発生が予想される恐れもあるため、最新の情報入手に努める。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○突風発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が突風による災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。 ○生徒や教職員が突風に関する知識や突風発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機を検討	◆早期の安全対応 ○突風の発生が予想される場合には、最新の防災気象情報を確認し、早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じる。特に、屋外での授業や部活動中で、竜巻の前兆に気付いた場合には、速やかに屋内など安全な場所に生徒を避難させる。 ○登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の点検整備	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が突風の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○突風の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急処置を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

6 災害安全（自然災害）

「地震」への対応

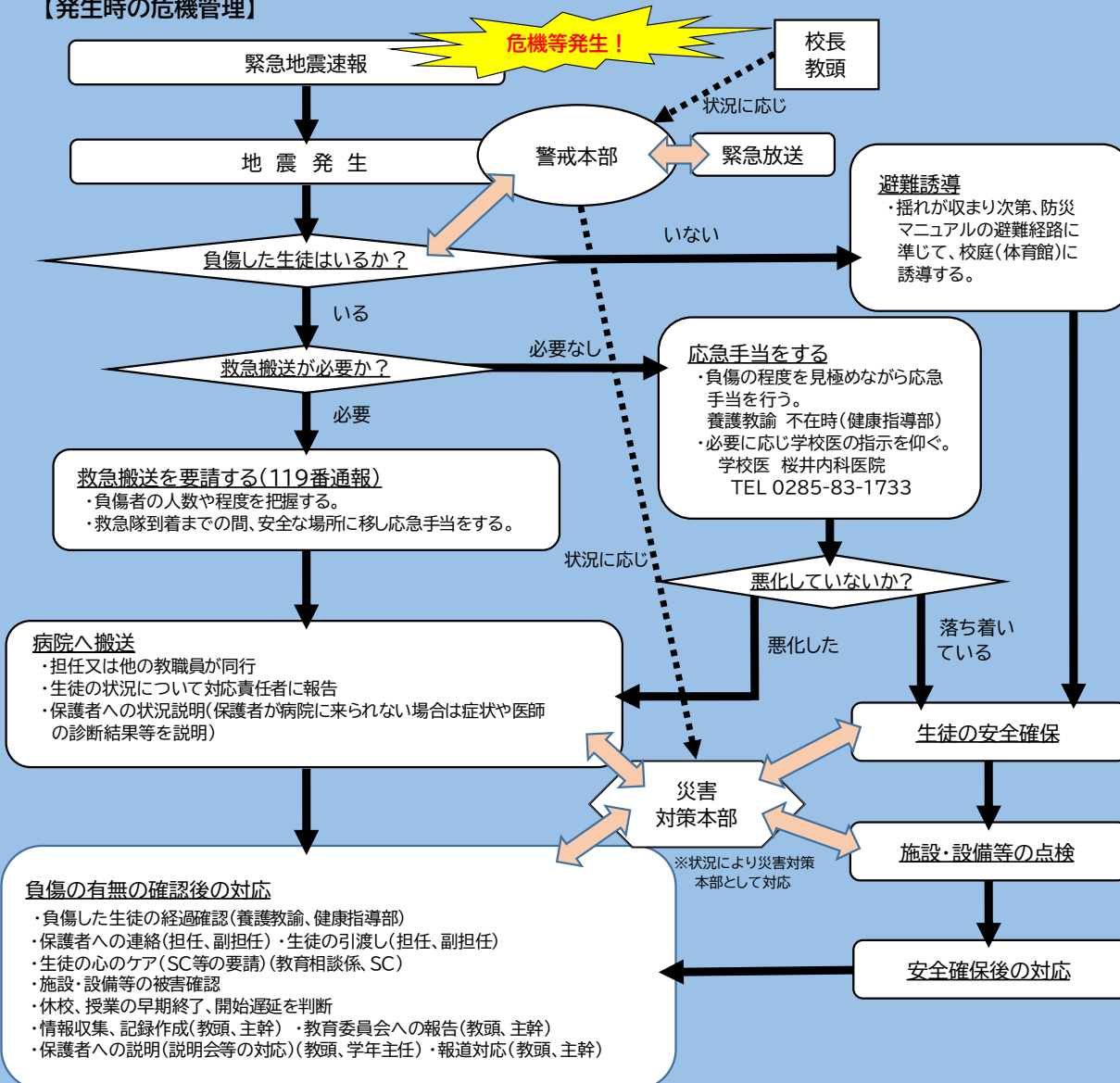
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 夜間・休日等の対応
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「地震」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	学校防災体制の整備	◆地震に対する備え ○地震発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。教職員が地震災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。 ○学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておく必要がある。（※1） ○緊急地震速報の受信に関して、校内設備の整備を進め、整備の実施までの間は教職員個人の携帯端末などの活用を図る。
	防災教育・避難（防災）訓練の実施	◆知識・技能の習得 ○地震災害に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練について、機会を捉えて行う。
	生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備	◆早期の安全対応 ○大規模な地震が起こった後など被害が甚大な場合は、停電や電話回線の混雑により学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておく必要がある。 （例）・電話連絡網・学校のホームページ・一斉メール配信・災害用伝言ダイヤル（171）等
	保護者への引渡しの確認	◆保護者との連携 ○地震の規模や、被災状況により、生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要となる。保護者と連絡がとれない時の引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要がある。
	夜間・休日等の対応	◆緊急時の体制 ○地震が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく必要がある。（※2） ○参集後は、生徒の安否及び学校の被害状況を確認するとともに、地域の被害状況によっては住民が学校に避難してくることも想定しておく。（※3）
	施設・設備の安全管理	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が地震の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、備品の固定や整理整頓などの管理に留意する。また、校舎内の設備や備品だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要である。
発生時の危機管理	地震発生時	◆発生時の対応 ○地震による揺れや緊急地震速報の報知音が聞こえたら、生徒に対し、机等を利用して、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守る指示をする。揺れが収まるまでは待機させる。 ○気象庁が発表する地震に関する情報を確認する。
	避難指示及び生徒の状況把握、負傷者確認	◆一次避難場所（校庭）へ ○本震の揺れが収まった後、生徒の状況確認（教室以外にいる者や負傷者等を確認）し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導・搬出等を行う。校庭が天候等の事由により避難に適さない場合は体育館などへの避難を行う。また、避難移動を行うことが危険を伴う場合もあるため教室等に生徒を待機させることも事前に検討を行っておく。 ◆校庭が危険な場合は二次避難場所へ ○周囲の被災状況や火災発生等の災害を考慮し、近隣の二次避難場所への避難等を行い、生徒の安全確保を最優先とする状況に応じた対応を行う。
	救急搬送要請	◆緊急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。

6 災害安全（自然災害）

事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

※1 地震による二次被害を想定した準備

地震発生後に起こる二次災害は次のようなものが考えられます。これらの災害には地域性があり、活動場所の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起こりやすさが変わってきます。学校外での生徒の活動場所に応じて、どのような二次災害が起こりうるかを想定し、避難方法等の指導をしていく必要があります。

（例：「栃木県には海がないので津波の心配はない。」という固定観念は間違い。修学旅行等で海のそばには行きませんか？自分が一生、海のない地域で生活するとは限らない。）

想定すべき二次災害の例	
津波	・海からの津波 ・河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	・学校からの出火 ・周辺の地域からの延焼、類焼
余震	・建物の崩壊 ・非構造部材の落下、転倒、移動
その他の災害	・土砂災害 ・液状化 ・地盤（沈下、亀裂など） ・水害（堤防決壊、ダムの決壊など） ・火山噴火 ・雪害（雪崩など） ・原子力災害

※2 教職員の非常参集体制と安否確認

地域の震度	参集体制	安否確認	
		生徒の在宅時	登下校時
6弱以上	第四次参集	電話連絡 （電話が不通の場合は 家庭や避難時を訪問）	通学路等の巡回
5強	第三次参集		
5弱/被害あり	第二次参集		
5弱/被害なし	第一次参集	行わない	行わない

- ・参集体制に当たっては、各学校の実情に応じた動員体制を作成する。
- ・自らが被災している場合には、自らの安全を確保した上で業務に当たる。

※3 学校が避難所となる場合の対応

災害時に学校が避難所となる場合、その運営は本来的には市町の防災担当部局が責任を有するもので、教職員の第一義的役割は、生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化に努めることです。

しかし、教職員の勤務時間内に災害が発生した場合、避難所運営の体制が整うまでの間は、教職員が中心となって避難所開設に向けた対応をしなければならない状況も考えられます。

また、夜間や休業日などに災害が発生する場合も考えられることから、事前に市町の防災担当部局や地域住民等関係者・団体等と体制の整備を図ることが必要です。

6 災害安全（自然災害）

<地震を知って地震に備える>

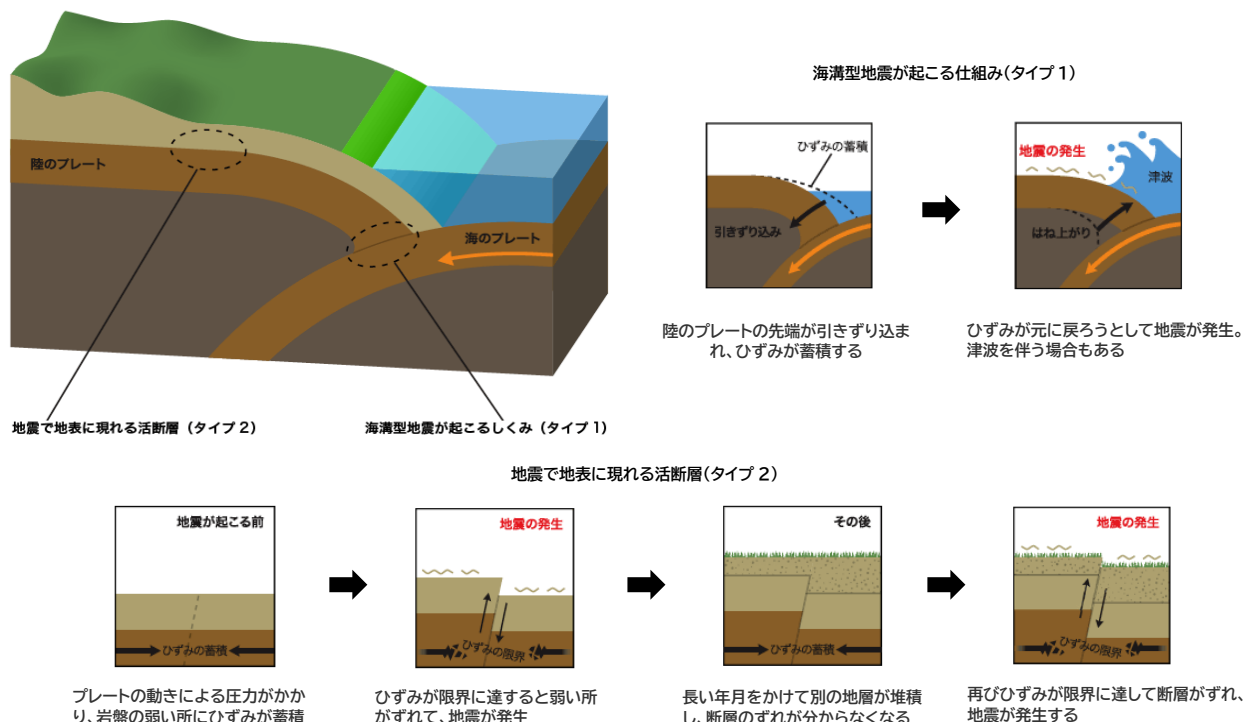
◇太古から続く地球の営みから分かる 地震が起こるメカニズム

【今も動き続けている地球の表面】

地球の表面は、海や陸など十数枚に分かれた、厚さ数 10～200km のプレート(岩盤)で覆われています。海の下では新しいプレートが生まれ、年間数 cm の速さで広がって陸のプレートに押し寄せます。海のプレートは陸のプレートより重いので、その下に入り込みます。この圧力によってプレートにひずみがたまり、それが限界に達すると、亀裂が入ったり大きく動いたりします。これが地震なのです。地震が起こるとひずみはいったん解放されますが、プレートの動きは一定なので、定期的にひずみがたまって地震は繰り返されます。

日本列島は、海と陸の 4 枚のプレート境界に位置しています。東北日本には、年間約 10cm の速さで移動する太平洋プレートの力がかかり、西南日本は太平洋プレートと年間約 4cm の速さで移動するフィリピン海プレートの力が同時にかかっています。常に日本はほぼ東西から北西～南東方向に圧縮されているため、世界でも有数の地震が多い国なのです。

海と陸のプレート境界は「海溝」と呼ばれる水深 6000m 以上の深い溝になっており、ここで起こる地震が「海溝型地震」(タイプ 1)。陸のプレート内の弱い場所がずれて起こる地震が「活断層による地震」(タイプ 2)となります。



【海溝型地震の長期的予測】

海と陸のプレートが接するすべての海溝で大きな地震が発生するわけではありません。プレートが接する面の摩擦が関わってくるのです。プレート間が接する面に凹凸があるなど接する面の摩擦が大きいと、海のプレートが陸のプレートの先端を引き込みながら沈み、そこにひずみがたまります。それが限界に達すると陸のプレートが一気に跳ね上がり、地震が起こるのです。プレートが接する面が広ければ広いほど、ずれ動く距離が大きければ大きいほど、地震の規模は大きくなります。

以前の地震予測は、前兆現象をとらえれば発生時期も分かる、というものでした。それが平成 11 年から、地震発生のメカニズムが分からないと予測はできないという方向に変わったのです。その結果、余震の分布や地殻変動などの観測データから、地震でずれ動いた領域(アスペリティと言う)の広がりなどが明らかになりました。現在、海溝型地震については、発生場所と規模の予測に一定の見通しが立っています。一方、発生時期は長期的な予測で、過去に起こった地震の記録より、数十年から数百年という間隔で、地震が必ず繰り返すことが分かっています。

【主な活断層を調査する】

海のプレートによって圧縮されている陸のプレート内にたまったひずみが限界に達すると岩盤の弱い部分で急激なずれが起こります。これが断層による地震で、今後も活動を繰り返すような断層を活断層としています。地震には断層面の状態が関係し、滑らかならゆっくりとした大きな揺れ、凸凹であればガタガタ揺れるなど、揺れ方に違いが出ます。

なぜ、そこに活断層ができたのかはよく分かっていません。現段階では、地表に見える活断層を実際に掘り、過去にいつ、どれくらい、何回動いたかを調査して、数千年単位の間隔で地震が起きていることははっきりしています。すでに 110 の活断層が調査されていますが、地震が起きて分かる活断層もあります。

出典：内閣府 HP「防災情報のページ」

6 災害安全（自然災害）

「火災」への対応

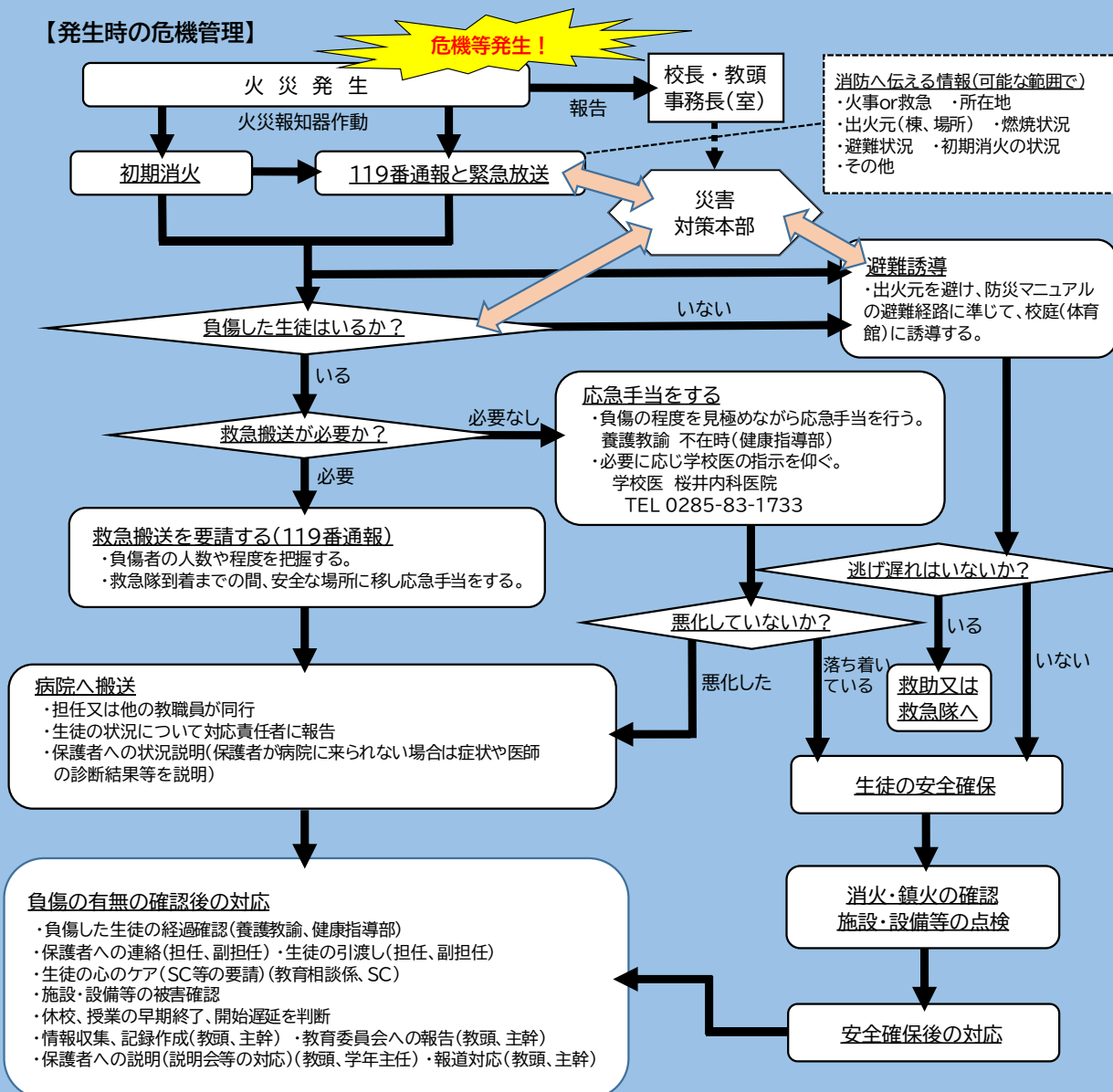
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 夜間・休日等の対応
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

6 災害安全（自然災害）

「火災」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	学校防災体制の整備及び防災教育・避難(防災)訓練の実施	◆火災に対する備え ○火災発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。教職員が火災の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ◆知識・技能の習得 ○火災に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練を機会を捉えて実施する。 ○教室等の火元責任者を中心に、日ごろから火気点検に努めるとともに、教職員全員が消火器の所在や使い方を熟知しておく。
	生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備	◆早期の安全対応 ○火災が発生した場合は、その延焼状況によっては停電による電話回線の不通等で学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることも考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておくことが必要である。 (例)・電話連絡網・学校のホームページ・一斉メール配信・災害用伝言ダイヤル(171)等
	保護者への引渡しの確認	◆保護者との連携 ○火災の規模や、被災状況により、生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要となる。保護者と連絡がとれない時の引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要となる。
	施設・設備の安全管理	◆被害の防止 ○暖房関係機器等の設備点検及び燃料(灯油等)、理科薬品等の徹底した管理に留意する。
発生時の危機管理	火災発生時	◆発生時の対応 ○火災警報機が作動したら、出火場所の確認と生徒へ待機の指示をする。出火を発見した職員は事務室、職員室に連絡する。改めて生徒へは避難指示があるまで待機指示をする。 ○火災を発見したら、近くの火災報知機のベルを押し、事務室、職員室へ連絡する。付近に生徒がいる場合は避難指示をする。 ○出火場所付近にいる職員は初期消火にあたる。消火が困難と判断した場合は直ちに消防署(119番)へ消防車の要請をする。
	避難指示及び生徒の状況把握、負傷者確認	◆一次避難場所(校庭または第1体育館)へ ○緊急一斉放送の指示により、出火場所を避けた安全な避難経路から避難・誘導・搬出等を行う。避難誘導中は周囲の状況確認(逃げ遅れや負傷者の確認)を行う。校庭が天候等の事由により避難に適さない場合は原則として第1体育館への避難誘導を行う。
	救助及び救急搬送要請	◆緊急搬送要請 ○逃げ遅れの生徒を把握した場合は、自身の安全を確保しながら救助する、あるいは速やかに救急隊へ場所等の正確な情報を伝え、救助を求める。 ○負傷者がいる場合は救急車を要請し、到着後は負傷者のいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

7 新たな危機事象

「弾道ミサイルの発射」への対応

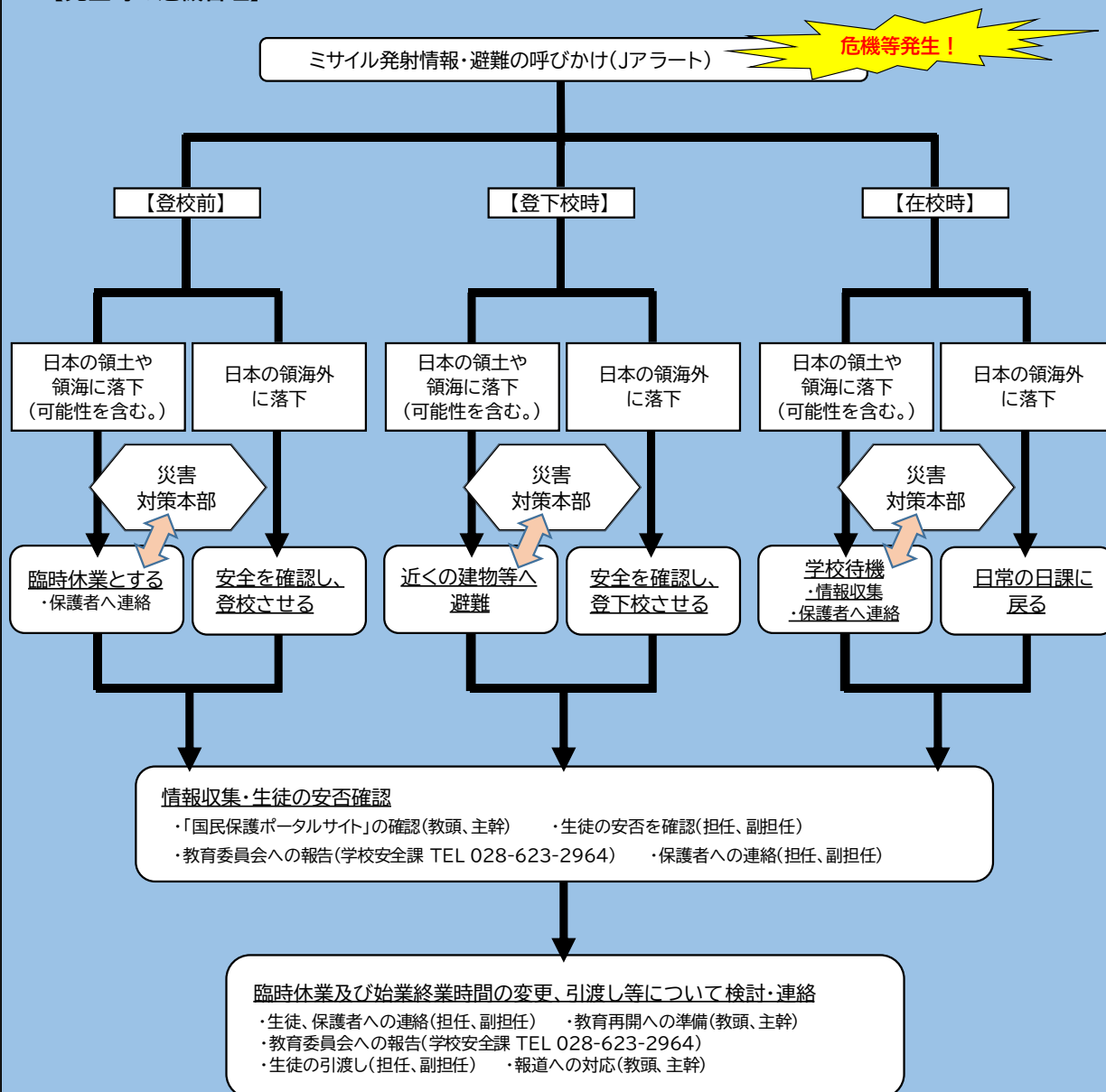
【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、生徒の安全確保を図る。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒、保護者等への連絡体制の整備
- ☐ 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- ☐ 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

7 新たな危機事象

「弾道ミサイルの発射」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	学校における危機管理体制の整備	◆危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し ○生徒、保護者、教職員及び関係機関（警察、消防、教育委員会等）との連絡体制を整備し、教職員に周知する。 ○緊急時における各教職員の役割（情報の収集・発信、避難誘導等）を明確にし、円滑に行動できるようにするとともに、危機管理マニュアルの実効性が高まるよう整備する。 ◆生徒の安全確保の方策についての共通理解 ○状況（登校前、登下校時、在校時等）ごとに避難方法や避難場所等を確認し、速やかな行動が取れるよう避難訓練を通じて指導する。 ○緊急時における生徒の引渡し方法等について確認しておく。
	生徒への指導・保護者への周知	◆速やかな避難行動指導 ○必要な知識や考え方を伝え、緊急時には情報収集に努め冷静に行動できるよう指導するとともに、緊急時には保護者や学校に自己の安否情報を伝えるよう指導する。 ◆行動方法や学校の対応等の保護者への周知 ○Jアラートに係る対応や連絡方法等について、通知等により保護者に周知するとともに、緊急時における学校と家庭との連絡方法を複数確保しておく。 ※生徒、保護者を必要以上に不安にさせることがないように配慮する。
発生時の危機管理	様々な場面における避難行動	◆学校にいる場合 ○教室等、校舎内にいる場合は窓からなるべく離れ、床に伏せたり、机の下に入ったりして頭部を守る。校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。 ◆校外活動中の場合 ○頑丈な建物や地下等に直ちに避難するよう誘導する。 ○自由行動中など教職員がすぐそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前指導しておく。 ○そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。 ○バス等に乗車している場合は、ガソリンに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難するか、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動を取る。なお、車外に出ることが危険と判断される場合には、車内で姿勢を低くし頭部を守ることも考えられる。 ◆自宅にいる場合 ○安全確認ができるまで待機し、身の安全を確保する行動ができるよう指導する。
	臨時休業や始業就業時間の変更	◆平常どおりの判断 ○上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味することから、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。 ◆臨時休業等の判断 ○判断の際には、「国民保護ポータルサイト」等で情報を収集し判断する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。

7 新たな危機事象

「学校に対する犯罪予告」への対応

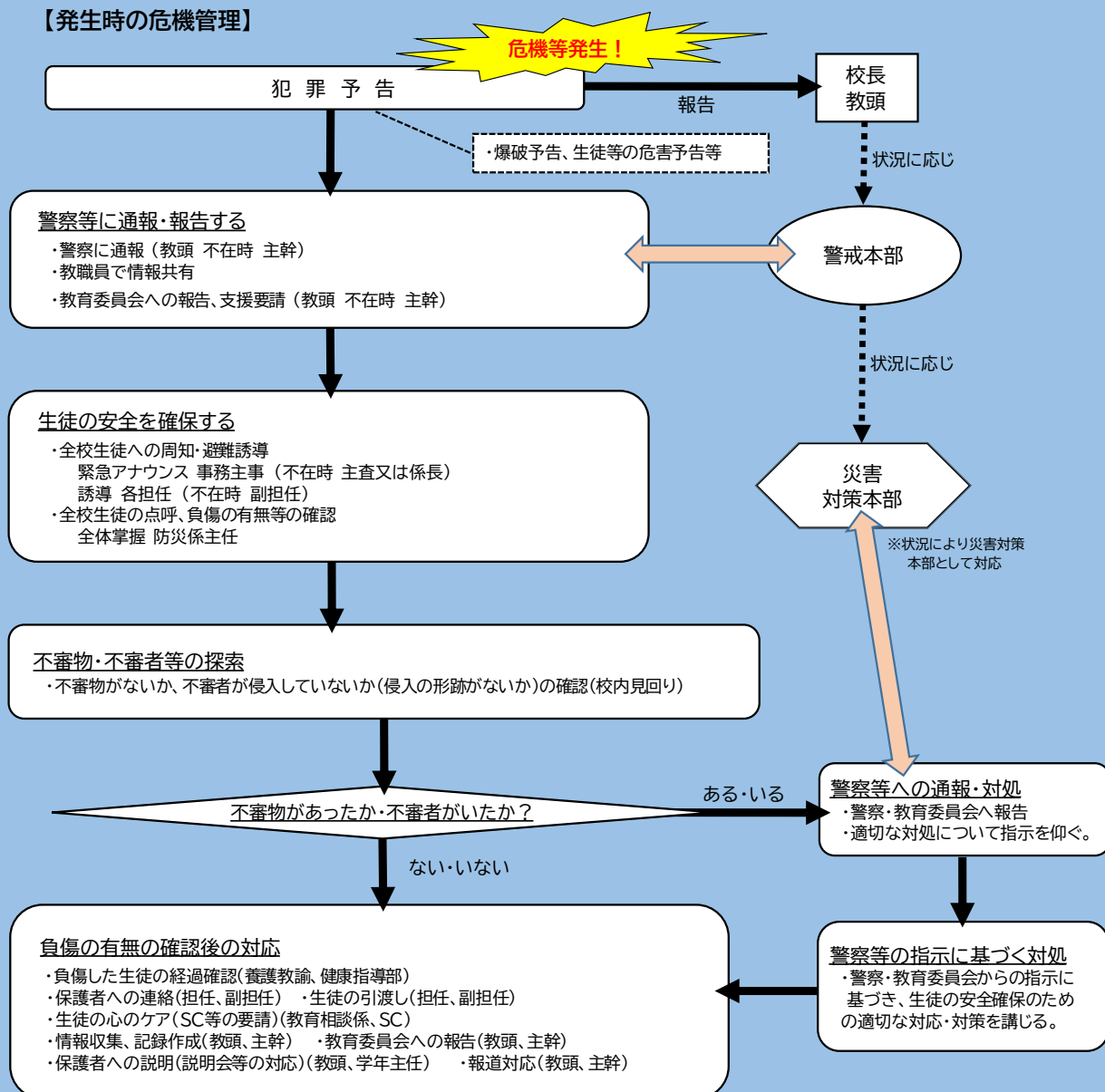
【対応方針】

- 警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- | | |
|---|---|
| ☐ 警察等関係機関との連携体制の構築 | ☐ 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施 |
| ☐ 備品管理の徹底 | ☐ 出入口の施錠 |
| ☐ 校内情報伝達体制の整備 | ☐ 栃木県警察HP及び真岡市HPから不審者情報を確認 |

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- | | | |
|--|---|----------------------------------|
| ☐ 不審者情報の収集(逮捕情報等) | ☐ 関係機関への報告書作成 | ☐ 危機対応の検証 |
| ☐ 継続的な心のケア | ☐ 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映 | |

7 新たな危機事象

「学校に対する犯罪予告」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	◆警察との連携体制 ○学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から警察との連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 ○近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	防犯の視点による安全点検の実施	◆防犯の視点による施設・設備の点検例 ○不審者侵入防止用の設備 ○警報装置、監視システム、通報機器等の作動 ○避難経路の複数確保 ○出入口の施錠状態 ○通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)
発生時の危機管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察等へ通報・報告すると同時に、必要に応じて生徒の安全を確保する。その際、生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	◆速やかな情報共有と収集 ○犯罪予告に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や教育委員会へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

7 新たな危機事象

「野生動物の出没」への対応

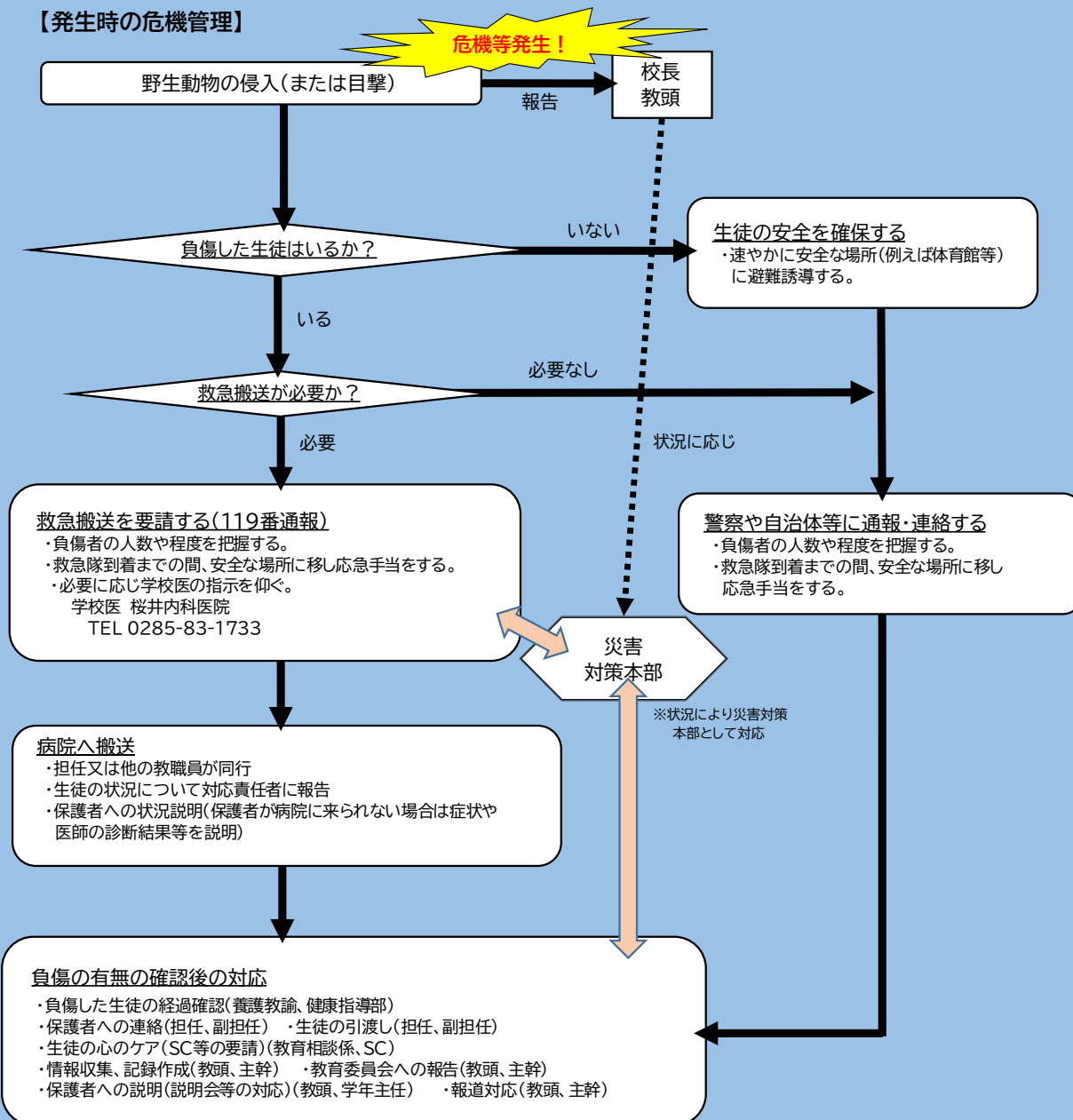
【対応方針】

- 野生動物による生徒への被害(怪我等の人身被害や病原体の侵入)を防ぐ。
- 野生動物の校内への侵入を防止するため、学校環境の整備に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校環境の整備 ☐ 警察や自治体との連携体制の構築 ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 野生動物の特性の理解 ☐ 近隣に存在する野生動物の把握

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

7 新たな危機事象

「野生動物の出没」への対応における留意事項

	項目	留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	◆警察との連携体制 ○野生動物の侵入があった場合、警察や自治体等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 ○近隣の学校等にも影響がある場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	学校環境の点検・整備	◆野生動物侵入防止の視点による施設・設備の点検例 ○野生動物侵入防止用の設備 ○避難誘導経路の複数確保 ○校舎内侵入防止のための施錠状態 ○誘引物(生ゴミ、廃棄野菜、農場資材等)の除去・整備
発生時の危機管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察や自治体等へ通報・連絡すると同時に、必要に応じて生徒の安全を確保する。その際、生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	◆速やかな情報共有と収集 ○第1目撃者は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や自治体等へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
	負傷者がいる場合	◆同行者の役割 ○負傷者がいた場合は、応急処置をするとともに、必要に応じて救急搬送を要請する。病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果、病院での保護者とのやりとり内容、生徒の翌日の対応(入院か、通院か、学校に来られるのか、様子を見て決める等)を確認する。その内容を、対応責任者に報告する。 ○保護者に学校の状況を聞かれる場合もあるため、対応責任者から情報を収集し、保護者に伝える。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

IV 事後の危機管理

1 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

場合	安否確認実施基準（目安）
在校中・校外活動中	○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	○震度5強以上（5弱は校長判断による）の地震が発生した場合 ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 ○真岡市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ○通学地域内で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ○通学地域内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）	○震度5強以上（5弱は校長判断による）の地震が発生した場合 ○通学地域内で気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ○その他、通学地域内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

場合	役割分担	方法
在校中	授業中	各授業の担当教員 名簿を用いる
	休憩時間・放課後	
	学校行事中	
校外活動中	引率教員	名簿を用いる
登下校中	学級担任	保護者連絡先（電話、Teams、Sメール）への連絡※
	学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる（沿道の店・民家、子ども110番の家なども確認）
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）	学級担任 （姉妹が在籍する場合は、年長生徒の学級担任）	保護者連絡先（電話、Teams、Sメール）への連絡※

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・Teamsによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。

その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

※電話・Teams・Sメールが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * SNS（LINE、Facebook、X(旧 Twitter)など）
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・ 本校ウェブサイトへの掲載
 - ・ 正門横掲示板への掲示
 - ・ 避難所への掲示
 - ・ PTA役員などへの伝言依頼
 - ・ 栃木県からの広報（栃木県教育委員会を通じて要請）

また、安否確認のために教職員が通学地域、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることで、二次災害の防止に努める。

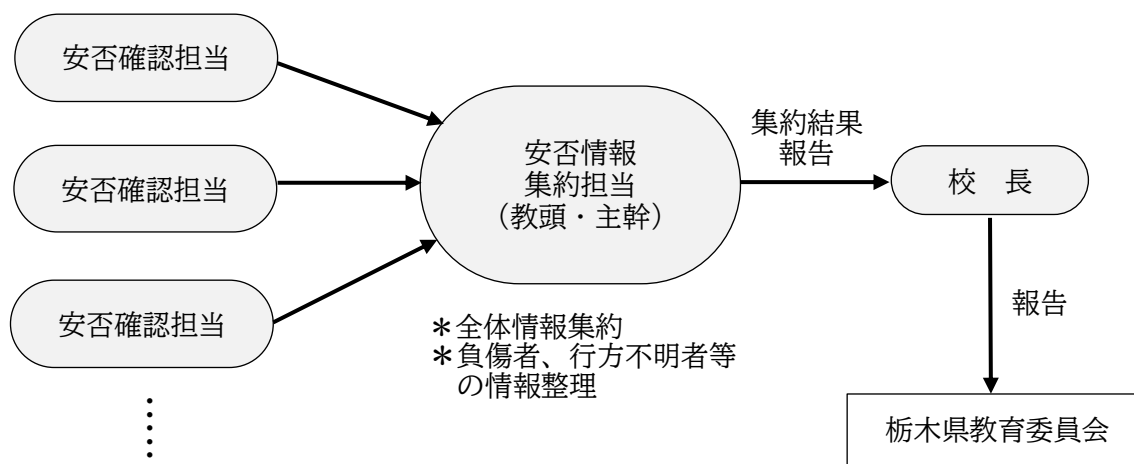
- 通学地域内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

（3）安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

場合	安否確認の内容
在校中・校外活動中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無・自宅、家族の被災状況・避難先
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）	* 確認日時・負傷の有無・自宅、家族の被災状況・避難先

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



2 緊急時の下校・引渡しと待機

(1) 緊急時の下校・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中の生徒が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用し、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- テレビ、ラジオ
- 真岡市ウェブサイト (<https://www.city.moka.lg.jp>)
- 真岡市 X(Twitter) (@mokacityhall)
- 真岡市公式アプリ（緊急情報、防災行政無線、防犯・防災などの情報入手）
- いちごチャンネル（真岡市ケーブルテレビ）・FM ラジオ（FM もおか 87.4MHz）
- 栃木県防災ポータルサイト (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>)
- 国土交通省防災ポータル (<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/>)
- 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/portal/#80>)
- 気象庁防災情報 (<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- 防災アプリ「NHK ニュース・防災」「Yahoo!防災速報」等
- ラジオアプリ（携帯電話でラジオが聞けるアプリ）「radiko」等
- PTA役員、その他保護者からの情報
- 真岡消防署員等からの情報
- 担当教職員による地域の巡回（安全確認）結果

② 下校・引渡し・待機の判断基準

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、生徒の下校・引渡し・待機について判断する。

なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、生徒の安全を最優先とした判断を下すものとする。

判断基準	対応
【下記のすべての条件を満たす場合】 ○震度 5 弱以下の地震 ○大雨等に関する 5 段階の警戒レベルのうちレベル 3（高齢者等避難）以上の発令なし ○大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし ○各種情報源から大雨・土砂災害・洪水の危険性なし ○各種情報源から通学地区に被害発生なし ○生徒の自宅周辺の安全確認済み	生徒の下校 ※下校方法を確認し、危険があると判断される場合は、保護者へ迎えの要請をする。
【下記のすべての条件を満たす場合】 ○震度 5 強以上の地震 ○大雨等に関する 5 段階の警戒レベルのうちレベル 4（避難指示）以上の発令なし ○各種情報源から通学地区に大規模な被害発生なし ○不審者の身柄拘束済み	保護者への引渡し ※帰宅経路に危険がないか確認し、あると判断する場合は待機を要請する。

【下記のいずれかに該当する場合】 ○引渡しの連絡が保護者ととれない場合 ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 ○雷ナウキャストで活動度4（激しい雷の恐れ）の発表 ○竜巻注意情報の発表 ○校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了）	学校で待機 ※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機を要請する。
--	--

(2) 下校

校長は、下校と判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 健康指導部長・ 学校安全係主任・ 事務職員	○放課時刻の決定 ○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡 *緊急時の下校についてとその時刻 *待機を希望する場合などの連絡先 *その他、学校からの連絡事項 ○県教育委員会への報告
学級担任等	○下校方法の確認（危険な場合は保護者の迎え要請） ○下校時の安全指導 ○帰宅後の学校への連絡について

(3) 保護者等への引渡し

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 健康指導部長・ 学校安全係主任・ 事務職員	○引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示（各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断） ○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡 *学校及び生徒の現状（安否情報） *引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカードへの記入について *保護者の安全最優先（無理に来校しない） ○帰宅経路の安全性の確認（危険な場合は待機要請） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○県教育委員会への報告
学級担任等	○引渡し準備（引渡しカード、引渡し名簿の準備） ○生徒を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 *引取者の確認、引渡しカードの記入（引取者の身分が確認されないうちは、引き渡さない） *今後の連絡先、避難先等の確認 *引渡しの記録（引渡し名簿） ○帰宅後の学校への連絡について ○残留生徒の保護
その他教職員	○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○（必要に応じて）保護者の誘導、説明等、引渡し補佐

【引渡しカード】

学年		組		番号		氏名		
住所						電話		
保護者氏名						続柄		
緊急連絡先								

<引渡し時 記入欄>

引取者氏名			生徒との関係	
引渡日時	月	日 ()	時	分
避難場所	自宅 ・ その他 ()			
特記事項				

※引渡し時に、<引渡し時 記入欄>に記入してもらい学校が保管する。

生徒引渡し名簿 【 年 組 記入者 】 年 月 日 ()

No.	生徒氏名	姉妹 (年組名)	避難先	引渡し者	引渡し カード	引渡し 完了
1			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
2			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
3			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
4			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
5			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
6			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
7			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
8			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
9			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
10			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
11			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
12			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
13			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
14			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
15			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
16			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
17			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
18			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
19			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		
20			自宅 ・ その他 ()	父 ・ 母 ・ ()		

(4) 待機

校長は、下校・保護者等への引渡し of のいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 健康指導部長・ 学校安全係主任・ 事務職員	○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 (第一候補) 各 HR 教室 (第二候補) 第1体育館 (※第2体育館) ※候補場所の安全性が確信できない場合は上記によらず、 安全最優先で最適な場所を選択 (避難所設置の場合は、第二候補は第2体育館) ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 (学校の危機確認) ※ (1) ① に示す情報収集手段により、継続的に収集 ○県教育委員会への報告 *引渡し済み生徒・待機生徒・教職員の人数 (うち負傷者そ の他の手当て・配慮が必要な人数)、待機場所の様子 *必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 *非常食、飲料等の配布 (備蓄を活用) *毛布、その他必要な物資の配布 (同上) *不安を訴える生徒への対応 (養護教諭、スクールカウンセ ラーによる対応等)
学級担任等	○学級別に生徒の保護
その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

(5) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者 (当該活動の引率に当たる教職員を統括する者) と連絡・協議の上、校外活動の中止及び生徒の引渡し方法 (学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し) を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外活動中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記 (1) ① の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同 ② の判断基準に準じて、生徒の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断する。

校外活動の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・教頭・主幹教諭・ 事務長・教務主任・ 健康指導部長・ 学校安全係主任・ 事務職員	○ (現地引渡しの場合) 現地引渡し場所の安全に関する報告を 踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 *引渡しを実施する旨、引渡し場所、周辺の安全等 *保護者の安全最優先 (無理に引渡し場所に来ない) ○引渡し状況に関する情報の集約 ○県教育委員会への報告
--	---

引率責任者・ 引率教員	○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（引渡しカード、生徒引渡し名簿の準備） ○生徒の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 *保護者等の確認 *引渡しカードの記入 *今後の連絡先、避難先等の確認 *引渡しの記録（「生徒引渡し名簿」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残った生徒の保護と引渡し対応の継続
----------------	--

3 被災生徒の保護者への対応

（１）事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該生徒の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

○**第一報**：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。

○**第二報**：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

（２）担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した生徒の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
○死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	教頭
○その他の事故・災害等	学年主任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災生徒の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず、適宜、適切な教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の生徒が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに栃木県教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被災生徒の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動等により窓口担当者の交代が発生する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災生徒の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災生徒の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災生徒の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応終了後	○応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 ○基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	○基本調査の経過及び結果について、説明する。 ○基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 ○今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査段階	○詳細調査の実施主体（栃木県教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

- 在校生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災生徒が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災生徒の保護者の意向を確認の上、通夜や葬儀への学校対応方針を定める。
 - ・被災生徒の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
 - ・被災生徒のクラスメイト等、周囲の生徒の心情にも配慮する。
- 被災生徒の姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。また、兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

4 生徒・保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【生徒・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- 死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病
- 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- その他、報道・インターネット等を通じて、生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 生徒への説明

生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。

その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項 等

【緊急保護者会における説明内容】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等） 等

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

5 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、栃木県教育委員会に連絡し、学校・県教委のいずれが対応窓口となるかについて協議する。

協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、栃木県教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

○**正確な事実情報の提供**：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- *可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- *事前に被災生徒の保護者等の意向を確認するとともに、発表内容についての確認及び承諾を得る。
- *栃木県教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

- 誠意ある対応**：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応**：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への依頼**：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関する提供事項等を文書で提供することとし、その旨、報道機関に対して了承を願う。
 - 〈取材に関する提供事項〉
 - *校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
 - *生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否
 - *報道資料の提供（記者会見）の予定 など
- 取材者の確認と記録**：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答**：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - *確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - *把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
 - *決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とあわせて説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - *説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定**：多数の取材要請がある場合は、栃木県教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合、記者会見の定例化を検討する。

6 教育活動の継続

（１）事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、栃木県教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、県教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- 震度５強以上の地震（但し、地域内の被害が軽微である場合を除く）
- 事故・災害等により、本校に避難所が開設され、地域内に大きな被害が出た場合
- その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- 一斉配信メール ○本校ＨＰへの掲載 ○正門横掲示板への掲示
- 避難所への掲示 ○ＰＴＡ役員などへの伝言依頼
- 栃木県からの広報（栃木県教育委員会を通じて要請）

② 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が5日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、栃木県教育委員会と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

【臨時登校の目的】

- 登校可能な生徒、勤務可能な教職員の人数確認
- 生徒の心理面の状況把握・安定確保
- 生徒の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- 通学地域内の安全性を確認

（２）学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

生徒・教職員の被害	○発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ＊生徒及びその家族の安否、住居等の被害状況 ＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	○校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録し、校内平面図に位置を明記 ＊危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認 ＊ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 （使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定し表示等を実施 ＊栃木県教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」） ・被害箇所の応急処置と復旧 ・ライフライン事業者による点検と復旧
通学路・通学手段の被害	○通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路・通学手段の被害状況、危険箇所

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、栃木県教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。

なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し生徒の心身の状態に配慮する。

① 教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

② 教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

③ 避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- 動線設定（生徒他学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④ 教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、栃木県教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- 学校施設の応急復旧状況
- 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- 通学路の安全確保状況
- 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- 避難所としての本校の利用状況

授業再開時期を決定した後は、上記（１）②に示した多様な手段を用いて、保護者・生徒への連絡を行う。

(4) 被災生徒への支援

① 教科書・学用品等の確保

校長は、生徒の学習に支障が生じないよう、以下の対応に努める。

- 生徒の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに栃木県教育委員会へ報告する。
(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない生徒への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

② 就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な生徒の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、栃木県教育委員会に報告する。

③ 避難・移動した生徒、転出する生徒への対応

- 校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した生徒及び転出する生徒について、以下のとおり対応する。
- 避難・移動した生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
 - 転出する生徒については、転出する学校の選定支援と、対象校への連絡・手続き及び情報共有を念入りに図るとともに、心のケア等についても十分に配慮する。

7 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 栃木県教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに栃木県教育委員会へ報告する。

報告対象事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	栃木県教育委員会 学校安全課 e-mail : gakuan@pref.tochigi.lg.jp Tel. 028-623-2964 Fax. 028-623-2956

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【栃木県教育委員会への支援要請の判断基準】

- 以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。
 - *被災生徒の保護者への対応
 - *基本調査の実施
 - *被災生徒以外の保護者への説明・情報提供
 - *報道機関への対応
 - *その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、下記 ① に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

① 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- ア 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
 イ 上記（１）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、栃木県教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうち イ については栃木県教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記 ④ に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

② 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	*基本調査の全体統括・指揮
教頭	*基本調査の取りまとめ *教職員に対する聴き取り
主幹教諭等	*基本調査の取りまとめ補佐 *教職員に対する聴き取り（記録担当） *事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	*事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り (生徒が最も話しやすい教職員等が担当)

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは栃木県教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③ 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- 一人の記憶に頼るのではなく、複数人の記憶を基に総合的に判断して事実関係をまとめること（自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではない）
- 「誰が何を言った」ということを、そのまま外部に出したりしないこと。
- （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するために録音するが、録音データは記録作成時のみに利用し、外部に出したりしないこと。

④ 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・主幹教諭）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○**記録用紙を用いた情報収集**：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に記録用紙を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。

なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

○**聴き取りの実施**：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、栃木県教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤ 事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

○**保護者への対応**：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○**聴き取り担当者**：学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○**心のケア体制**：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥ 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・主幹教諭）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について、時系列に取りまとめる。整理した情報は、栃木県教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、一定期間、保存する。

⑦ 詳細調査への協力

栃木県教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

① 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・主幹教諭）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	○生徒の安全確保は適切に行われたか ○校内の緊急連絡体制は機能したか ○関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ○情報収集・管理は適切に行われたか 等
--------	--

発生後・事後 の対応	○生徒・保護者への対応は適切に行われたか ○校内の対策本部体制は機能したか （役割分担、情報共有・伝達等） ○関係者、関係機関との連携は適切だったか ○関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	○点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ○教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ○生徒への安全教育に不足していた点はないか ○危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・主幹教諭）は、上記 ① の評価・検証により得られた問題点、要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災生徒保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取